

第4次御殿場市地域福祉計画 (案)

御殿場市

目次

I 総論

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 計画の位置付け.....	8
3 計画の期間.....	10
4 計画の策定体制.....	10
第2章 御殿場市の現状	11
1 人口等の状況.....	11
2 アンケート結果からみた市民意識.....	20
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 基本理念.....	28
2 計画の視点.....	29
3 基本目標.....	30
4 計画の体系.....	32

II 地域福祉計画

第1章 共生の意識づくり	33
1 きずなを深める地域福祉の醸成.....	33
2 多様な世代への福祉教育の充実.....	35
第2章 支え合い・助け合いの地域づくり	36
1 地域のつながりの強化.....	36
2 地域活動への主体的な参加の促進.....	38
3 地域で支え合うネットワークづくり.....	40
4 専門的な活動のできる人材の確保.....	42

第3章	地域における福祉の環境づくり	43
1	住みやすいまちづくり	43
2	防災・防犯の地域づくりの推進	44
3	要配慮者への支援の充実	45
4	地域に合った取組の推進	46
第4章	地域の福祉を支える仕組みづくり	47
1	相談支援体制の強化	47
2	情報提供体制の整備	48
3	地域のニーズに応じたサービスの提供	49
4	セーフティネットの整備	51
5	福祉ネットワークの充実	53
第5章	計画の推進体制	54
1	市民・関係団体等と連携した推進	54
2	社会福祉協議会との連携の強化	54
3	庁内の推進体制	54
4	計画の評価・検証	55

I 總論



計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

(1) 計画策定の背景

近年、少子高齢化の進行、雇用環境やライフスタイルの変化等を背景として、家庭や地域での相互扶助機能が低下しており、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障害のある人に対する虐待や自殺等に加えて、引きこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等、複合的な課題が顕在化しています。また、防災・減災の観点からも、地域の多様な担い手を育て、その連携を強めていくことが重要な課題になっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等により地域の行事や集まりが減少し、住民同士の関係の希薄化や生活に困難を抱える人の孤立化が危惧されています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて「我が事」として人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

また、SDGs達成のための国の取組も進められており、全ての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、全世界的な目標であり、まさに地域福祉の目標でもあります。

そのような中で、地域のきずなはますます重要であり、地域でのコミュニティ活動を通じ、日頃から顔の見える関係づくりを継続して行うことが大切です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービスと、住民主体の地域福祉活動が垣根を越えて連携していくことが求められています。

(2) 計画策定の経緯・趣旨

本市では、平成18年10月に「第1次御殿場市地域福祉計画」（平成18～22年度）を、平成23年3月に「第2次御殿場市地域福祉計画」（平成23～27年度）を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

御殿場市社会福祉協議会では、平成8年度から地域福祉活動計画策定に着手し、平成11年3月に「第1次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（平成11～15年度）、平成16年3月に「第2次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（平成16～21年度）、平成22年3月に「第3次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（平成22～27年度）を策定し、市地域福祉計画をはじめとする関連計画との連携を図りつつ、住民との協働により地域福祉の充実に取り組んできました。

また、平成28年度からが計画期間となる「第3次御殿場市地域福祉計画・第4次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」では、「地域福祉計画」と互いに連携し合う関係にある「地域福祉活動計画」との一体的な策定を行いました。

これにより、本市と御殿場市社会福祉協議会のそれぞれの役割を明確化し、より一層の連携強化を図るとともに、これまでの計画の基本理念を継承しながら、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携による地域福祉を推進してきました。

「第4次御殿場市地域福祉計画・第5次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）においても、前計画を継承し、地域において地域住民等の主体的な活動が円滑に行われるよう、また、本市における「地域共生社会」の実現に向けて、本計画を一体的に策定します。

（3）福祉施策の動向

① 高齢者・介護分野

令和3年度から始まった「御殿場市第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（成年後見制度利用促進基本計画）」では、今後「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年を目指した地域包括ケアシステムの整備、現役世代が急減する令和22年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた「地域共生社会の実現」が求められています。

② 障害福祉分野

障害者施策に関する法制度が、障害者自立支援法から障害者総合支援法へ改正される中、障害のある人の地域への移行支援や移行後の生活支援、成年後見制度の活用など、地域での支援体制の整備が必要とされています。さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することが求められています。

③ 児童福祉の分野

平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て支援事業計画）のもと、教育・保育の量的・質的な充実を図るとともに、地域子育て支援拠点事業をはじめとする家庭・地域の子育て支援の充実や、ひとり親家庭・障害児・児童虐待防止等の取組が重視されています。

④ 生活困窮者の支援

近年の暮らしに困っている人々が抱える課題は、経済的な問題に加えて社会的な孤立などがあり、それらが複雑に絡み合った場合があります。

複合的な課題により、現行の制度だけでは支援が難しいケースに対して、生活全般にわたる包括的な支援を行う、「生活困窮者自立支援制度」が平成27年4月からスタートしました。この制度により、相談者の社会的・経済的な課題や生活上の問題点等を把握し、分析、評価を行い、関係機関と連携し、各種制度利用の提案・紹介を行うなど、個々の状況に応じた様々な支援を継続的に実施しています。社会・経済状況の変化により、相談ケースが増加傾向にある中、迅速かつ適切な支援に向け、関係機関との連携体制の強化が求められています。

⑤ 再犯防止の推進について

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、同月に施行されました。

再犯の防止等の推進に関する法律に規定する「地方再犯防止推進計画」において、各施策についての具体的な実施内容、担当部署等を明らかにすることで、犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための施策を効果的に推進することが求められています。

⑥ SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的目標）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

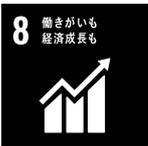
SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本市においても「御殿場市SDGs推進宣言」を行うなど、早い段階から取組を進めており、本計画においても10の目標について関連付けて、計画の推進に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



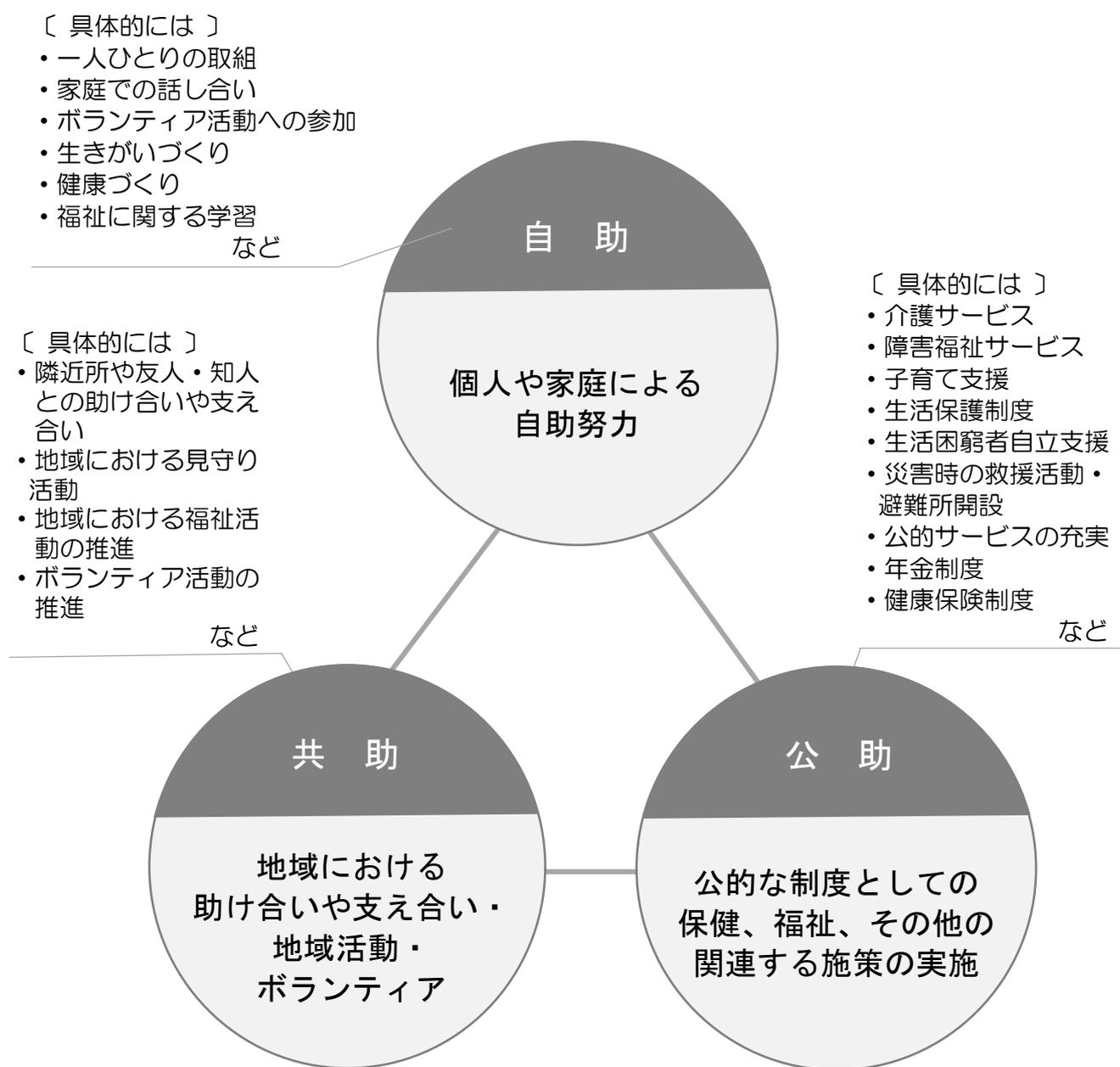
本計画と関連するSDGsの目標

	目標1. 貧困をなくそう		目標8. 働きがいも経済成長も
	目標2. 飢餓をゼロに		目標10. 人や国の不平等をなくそう
	目標3. すべての人に健康と福祉を		目標11. 住み続けられるまちづくりを
	目標4. 質の高い教育をみんなに		目標16. 平和と公正をすべての人に
	目標5. ジェンダー平等を実現しよう		目標17. パートナーシップで目標を達成しよう

(4) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。高齢者、障害のある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

また、地域生活課題の解決に向けて、自助、共助、公助の考えに基づいて、市民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携した取組が必要とされています。



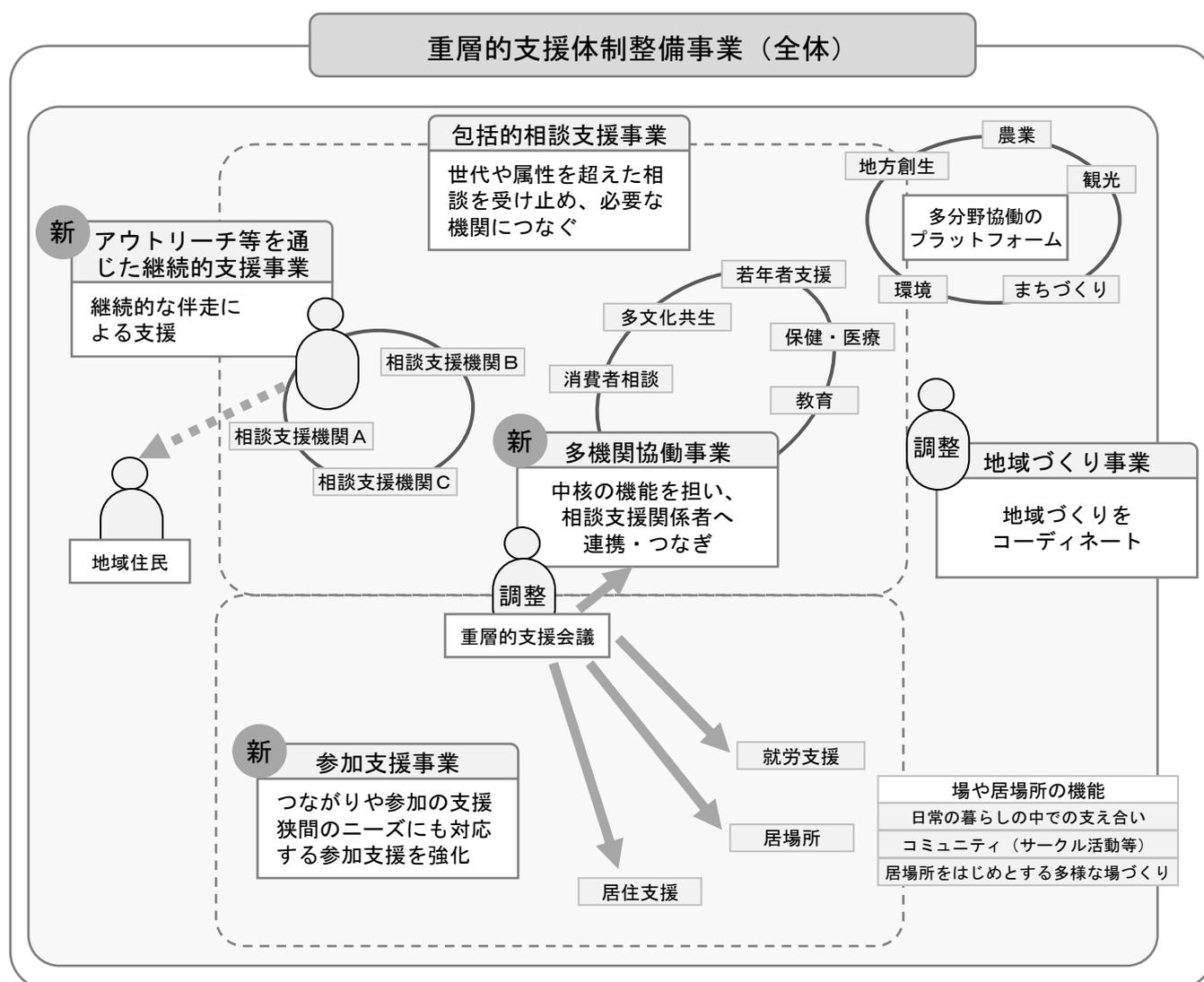
(5) 地域共生社会の実現（重層的支援体制整備事業）

国では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

その一環として、令和2年6月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布により、「社会福祉法」が改正されました。

改正社会福祉法では、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の多様化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）が創設され、包括的支援体制の整備などが推進されています。

重層的支援体制整備事業のイメージ



厚生労働省「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」を基に作成

(6) 地域の捉え方

本計画における「地域」とは、一定の範囲や特定の地域を意味するものではありません。

本市における地域福祉活動は、行政区を基本として、自治会（区・組・班）、民生委員児童委員協議会、地域福祉推進委員会などの各種団体が連携して活動を進めています。

しかし、「地域」の範囲は、隣近所や自治会などの「生活の空間」としての地域をはじめ、ボランティア、NPO、事業者などの事業活動を中心とした「活動の空間」としての地域など、地域の捉え方は家族構成やライフスタイル、年齢などによっても異なります。

そのため、本計画では御殿場市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は御殿場市全体を「地域」とするほか、人の営みや様々な活動が行われる範囲も「地域」とするなど、活動の取組内容やサービス内容などによって柔軟に捉えていきます。

2 計画の位置付け

(1) 御殿場市地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、御殿場市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、「御殿場市総合計画」を上位計画とし、御殿場市の目指す将来像を地域福祉の分野から実現するための計画です。

なお、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野別計画の上位計画として位置付け、地域生活課題に関連する市の計画との整合を図ります。

(社会福祉法第より抜粋)

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき、社会福祉協議会が中心となって、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

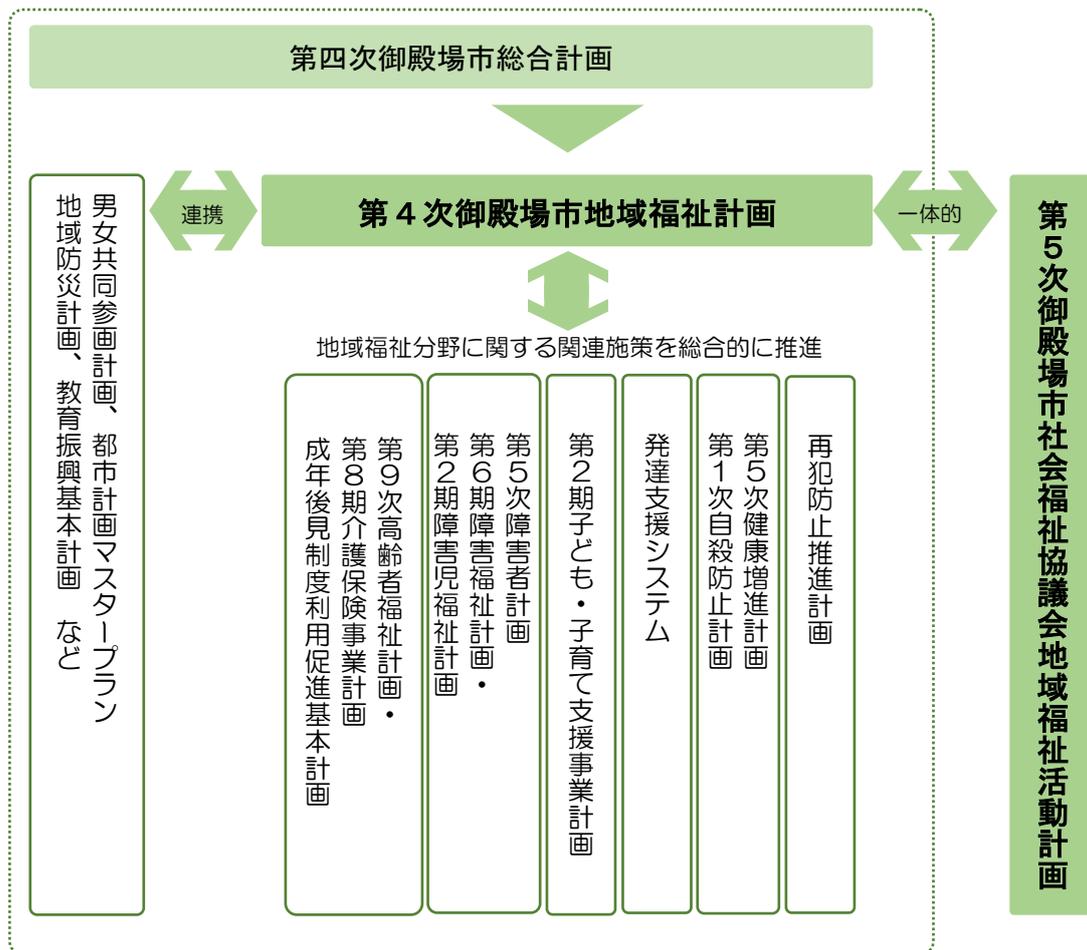
その内容は、高齢者や障害のある方を対象とした福祉サービス事業、ボランティア活動の振興など、市民が地域でいきいきと安心して生活をするための活動や地域福祉の事業の主要な担い手づくりや地域福祉推進委員会の役割、特に各地域がそれぞれの課題を発見して解決していく、自主的、自発的な行動を推進するものです。

(社会福祉法より抜粋)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

[計画の位置付け図]



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や国や県の動向などにより計画の見直しが必要だと思われる場合には、適宜計画を見直し、常に有効な計画であるよう努めます。

4 計画の策定体制

本計画は、策定の段階からの積極的な市民参加と、庁内組織における検討によって計画づくりを行いました。

(1) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、市民を対象に「地域福祉に関するアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)を実施し、意見や課題を計画に反映させています。

《 調査の概要 》

(調査対象) 御殿場市在住の15歳以上を対象として無作為抽出

配布数 2,040人 有効回収数 774人 有効回収率 37.9%

(調査方法) 郵送配布 — 郵送回収

(調査期間) 令和2年1月20日～令和2年2月25日

(2) 策定懇話会・策定委員会・庁内会議

本計画を策定するにあたり、広く市民の意見を聴取するため、学識経験者、福祉団体の代表からなる「御殿場市地域福祉計画・御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定懇話会」を設置し、その意見を計画に反映させています。

また、庁内においては、本計画を策定して地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画に盛り込む施策等について関係各課と検討・調整等を行い、計画案を作成しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するためパブリックコメントを実施しました。



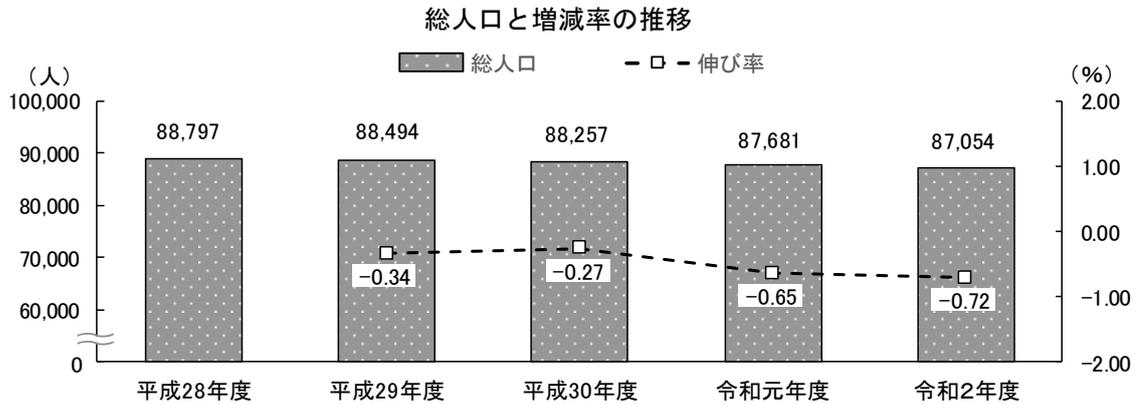
御殿場市の現状

1 人口等の状況

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口の推移

本市の総人口は近年緩やかな減少傾向を示しており、平成28年度の総人口（88,797人）と比べると、令和2年度の総人口は87,054人と、1,743人減少しています。

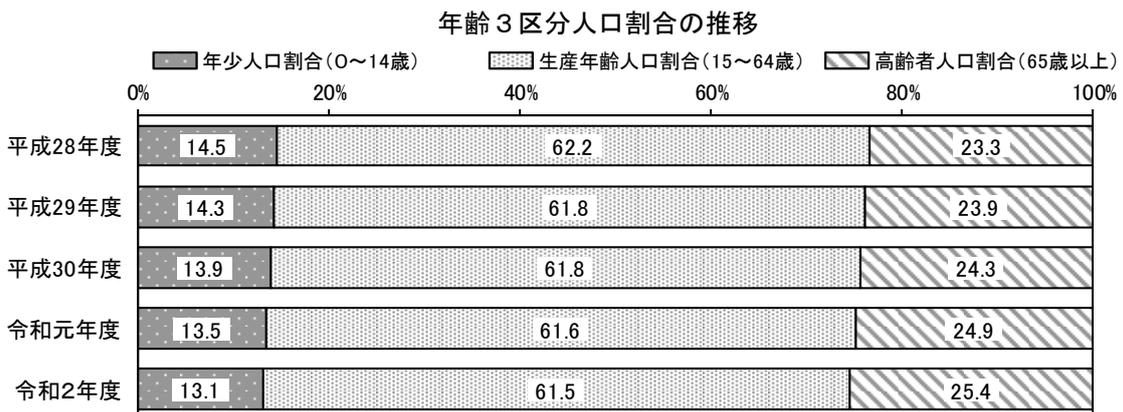


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）
 伸び率=総人口÷前年総人口×100-100

② 年齢3区分人口割合の推移

年齢3区分人口の構成比は、年少人口・生産年齢人口の割合は年々減少傾向となっています。

一方で、高齢者人口は年々増加傾向となっており、令和2年度には25.4%と4人に1人以上が高齢者となっています。



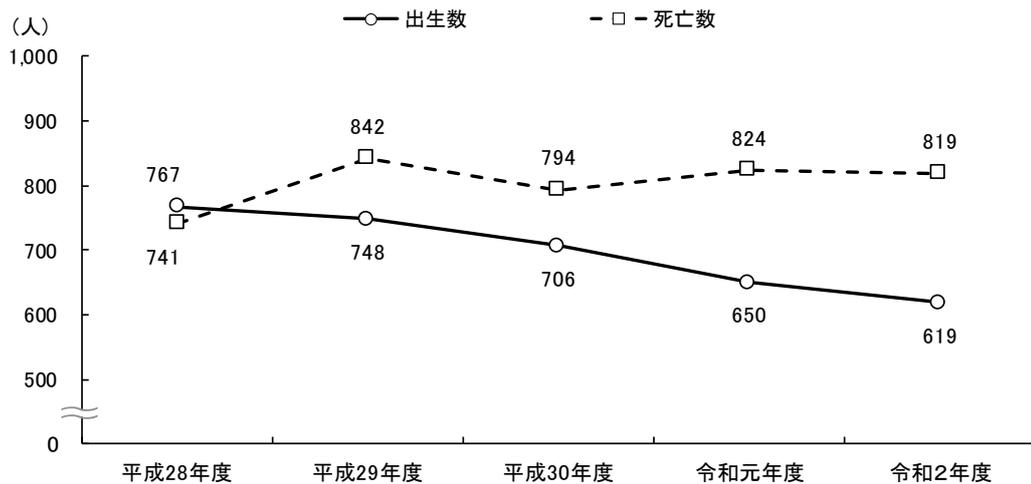
資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

③ 自然動態と社会動態

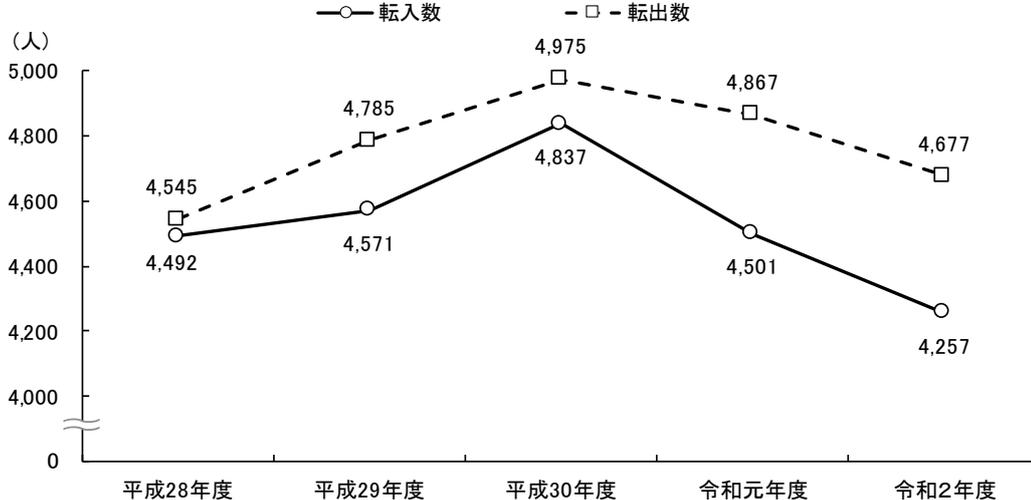
近年の自然動態（出生数と死亡数の推移）をみると、出生数は令和2年度に619人と、年々減少傾向にあります。一方、死亡数は平成28年度以降、増減を繰り返しています。平成29年度以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況となっています。

また、近年の社会動態（転入数と転出数の推移）をみると、転入数は平成28年度から平成30年度にかけて増加傾向にあったものの、平成30年度以降減少傾向となっており、令和2年度では4,257人と、平成30年度に比べ580人減少しています。転出数も平成28年度から平成30年度にかけて増加傾向にあったものの、平成30年度以降減少傾向となっており、令和2年度では4,677人と、平成30年度に比べ298人減少しています。近年では、転出数が転入数を上回る「社会減」の状況が続いています。

出生数と死亡数の推移



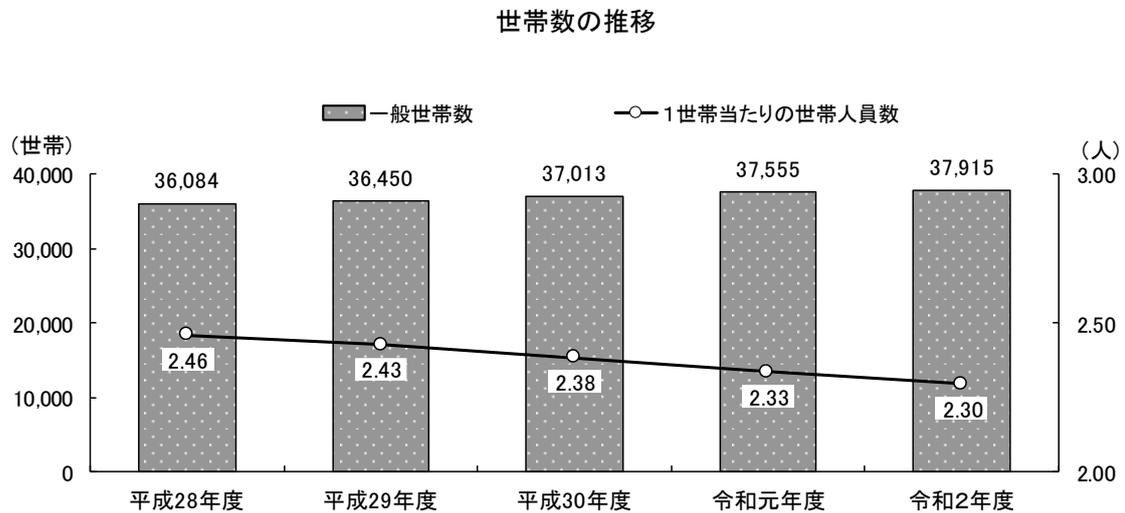
転入数と転出数の推移



資料：主要施策報告書（各年度3月31日現在）

④ 世帯数の推移

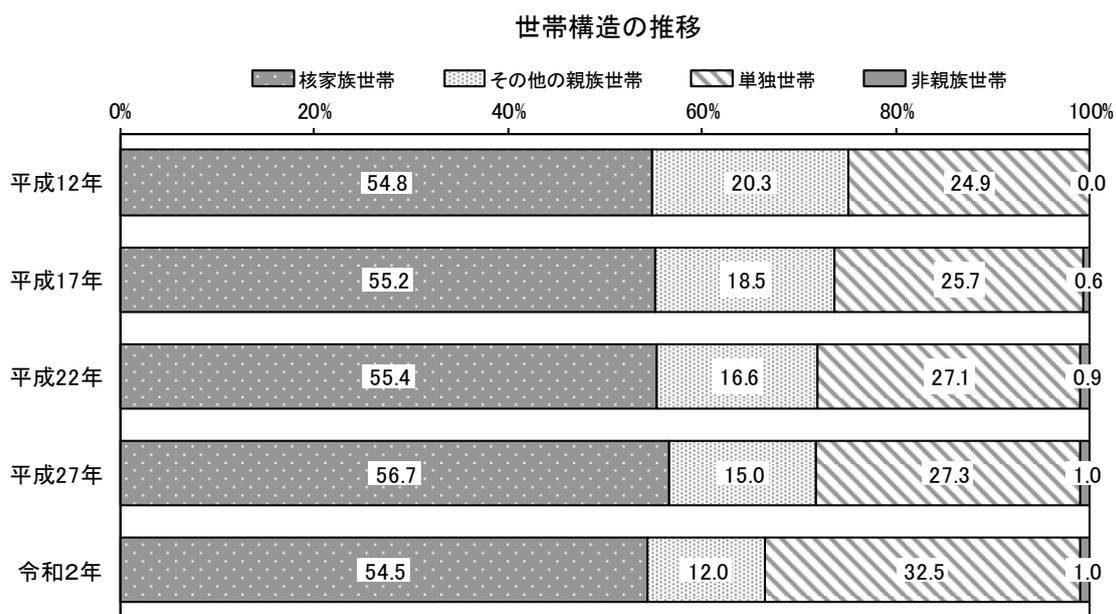
世帯数の推移をみると、年々世帯数は増加しているのに対し、1世帯あたりの世帯人員は減少しており、令和2年度では2.30人となっています。



資料：主要施策報告書（各年度3月31日現在）

⑤ 世帯構造の推移

世帯構成比率をみると、単独世帯の割合が上昇し、その他の親族世帯の割合がその分低下しています。

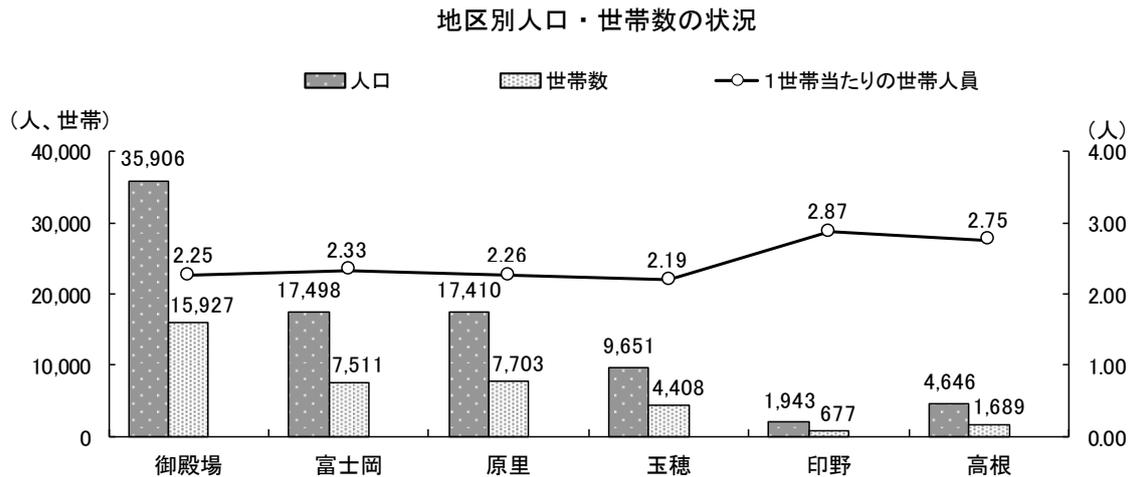


資料：国勢調査

⑥ 地区別人口・世帯数の状況

地区別の人口及び世帯数の状況を見ると、人口・世帯数ともに御殿場地区が最も多く、市全体の約4割を占めています。

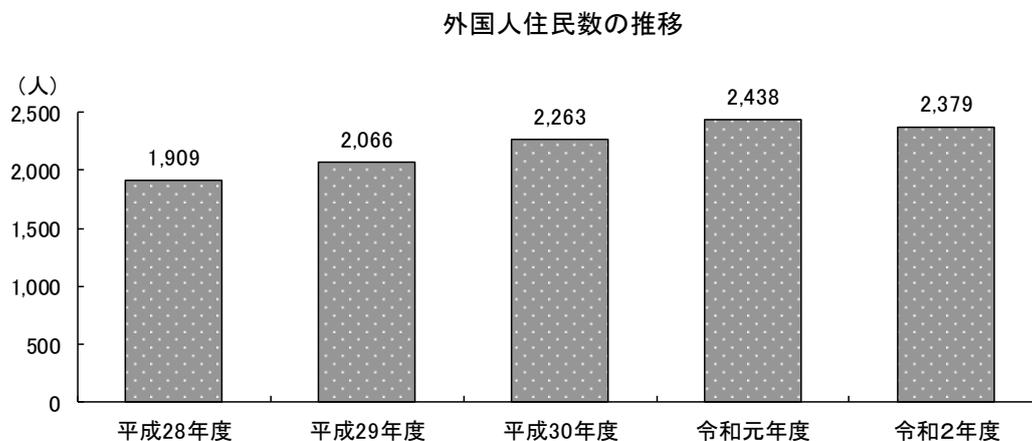
また、1世帯あたりの世帯人員の状況を見ると、印野地区、高根地区で2.7人を超え、他の4地域に比べて世帯人員は多いことが分かります。



資料：主要施策報告書（令和3年3月31日現在）

⑦ 外国人住民数の推移

本市の外国人住民数を見ると、平成28年度から令和元年度にかけて増加傾向にあったものの、令和2年度では2,379人と、前年度と比べて59人減少しています。

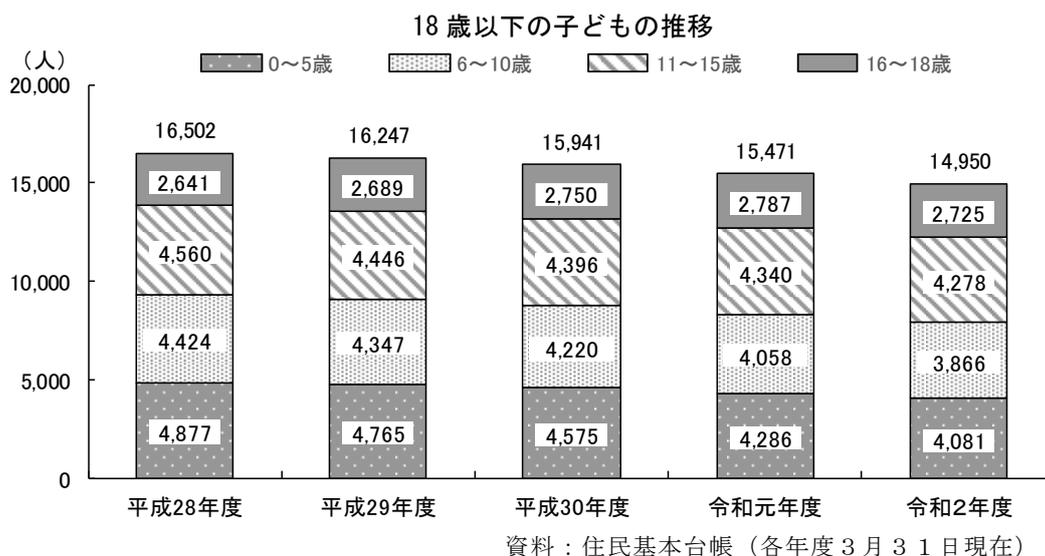


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(2) 子どもの状況

① 18歳以下の子どもの推移

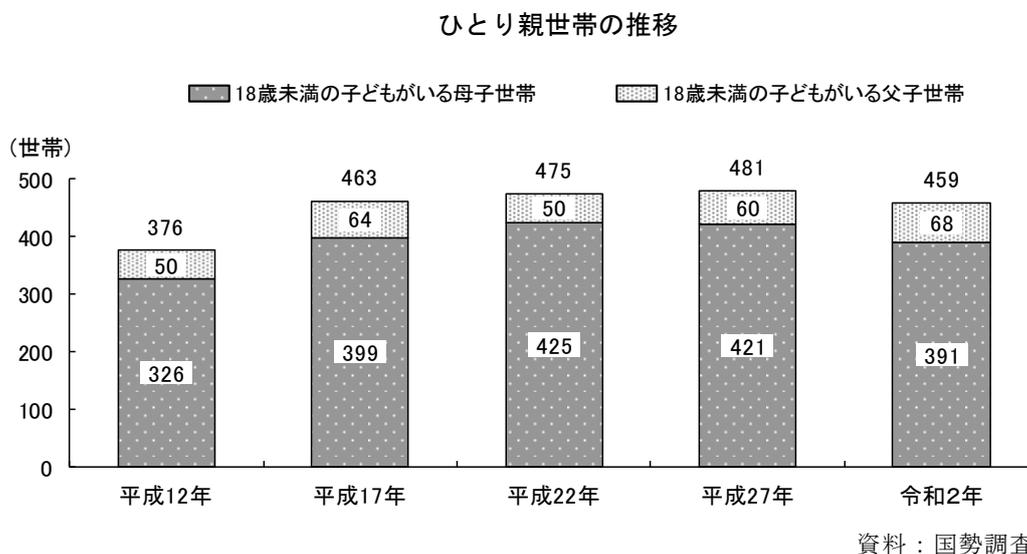
本市の18歳以下の子どもの推移をみると、平成28年度と比べると、15歳以下で減少し、令和2年度で14,950人となっています。平成28年度に比べて1,552人減少しています。



② ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯については、平成12年から平成27年にかけて増加し、その後減少し、令和2年には459世帯となっています。

また、18歳未満の子どもがいる母子世帯については、平成12年から平成22年にかけて増加し、その後減少し、令和2年には391世帯となっています。

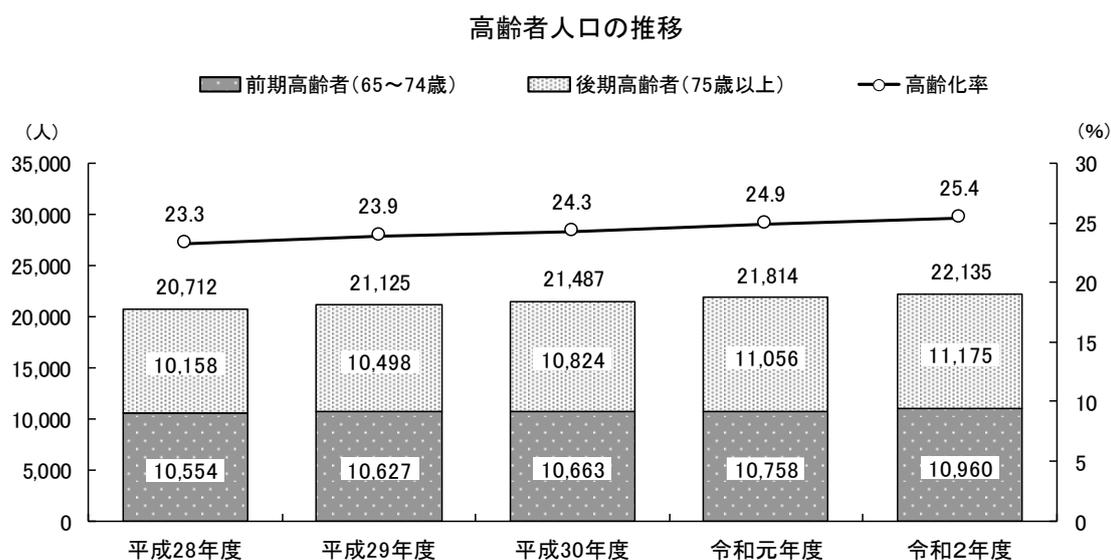


(3) 高齢者の状況

① 高齢者人口の推移

高齢者人口については、前期高齢者、後期高齢者ともに年々増加しており、令和2年度では、前期高齢者は10,960人、後期高齢者は11,175人となっています。

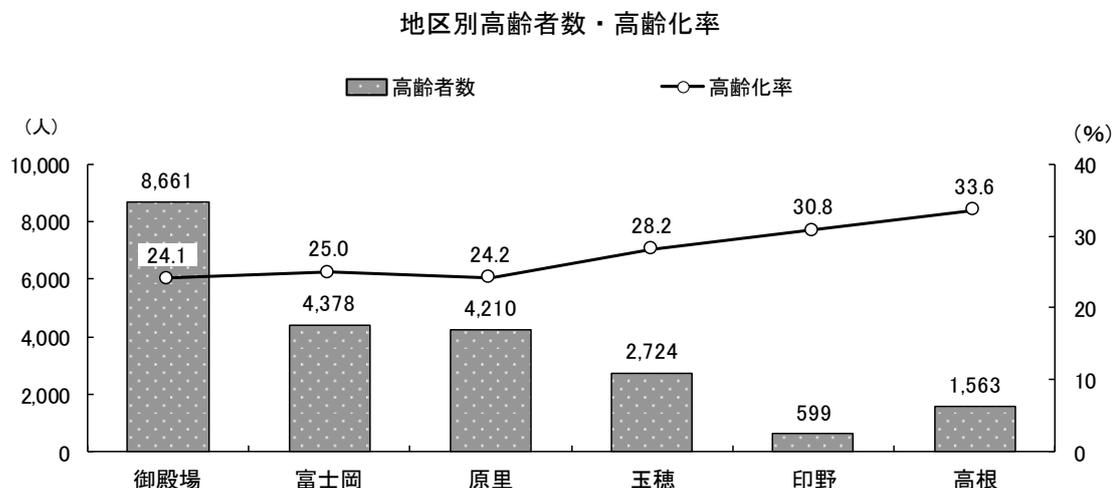
また、高齢化率、後期高齢化率をみると、年々上昇しており、令和2年度では、高齢化率が25.4%、後期高齢化率が12.8%となっています。



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

② 地区別高齢者数・高齢化率

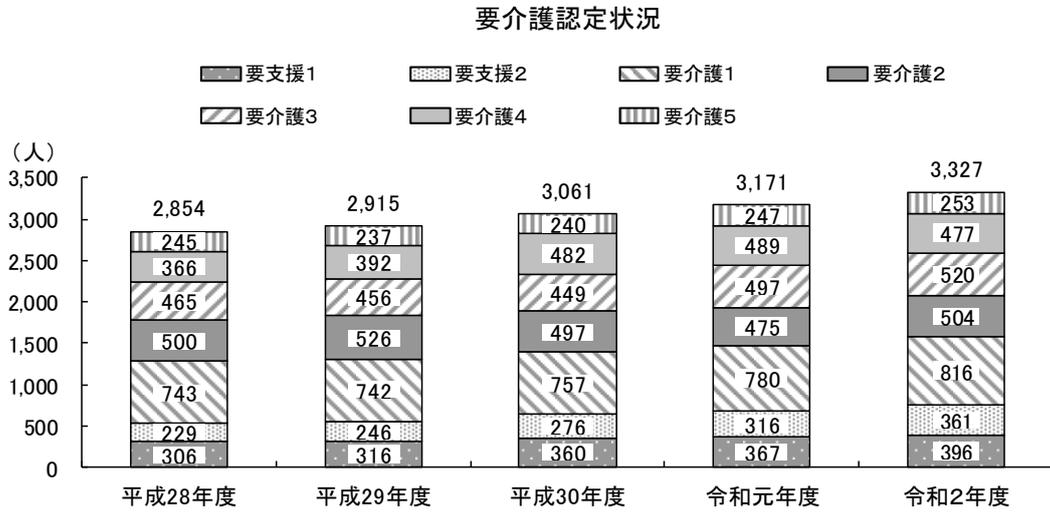
地区別の高齢化率をみると、高根地区（33.6%）、印野地区（30.8%）、玉穂地区（28.2%）が比較的高くなっています。



資料：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）

③ 要介護認定状況

要介護（要支援）認定者数は、年々増加傾向となっており、令和2年度には3,327人となっています。



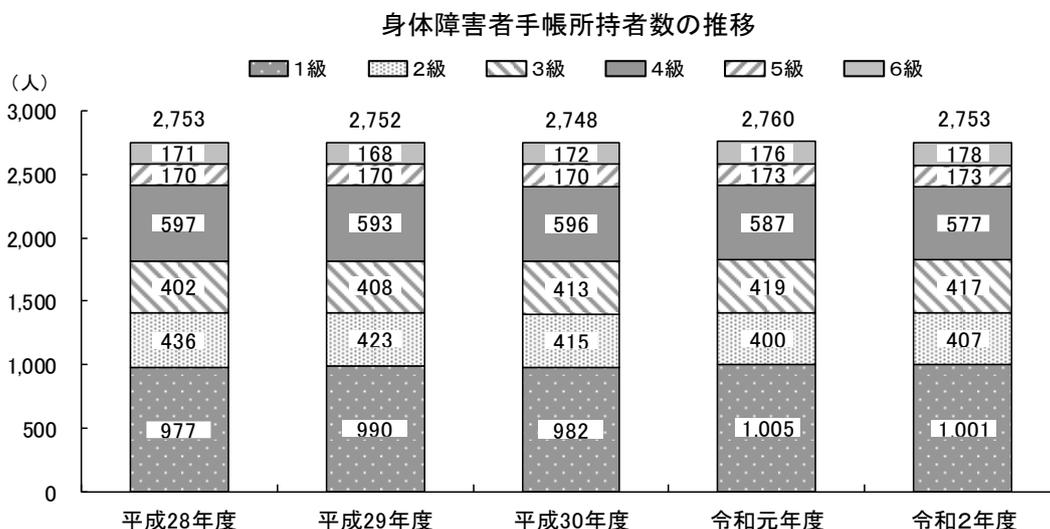
資料：介護保険事業状況報告 年報（各年度3月31日現在）
令和2年度のみ主要施策報告書

（4）障害のある人の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者については、令和2年度で2,753人であり、平成28年度から令和2年度にかけて横ばいで推移しています。

障害の等級では、1級が最も多く1,001人と全体の3割を超えています。

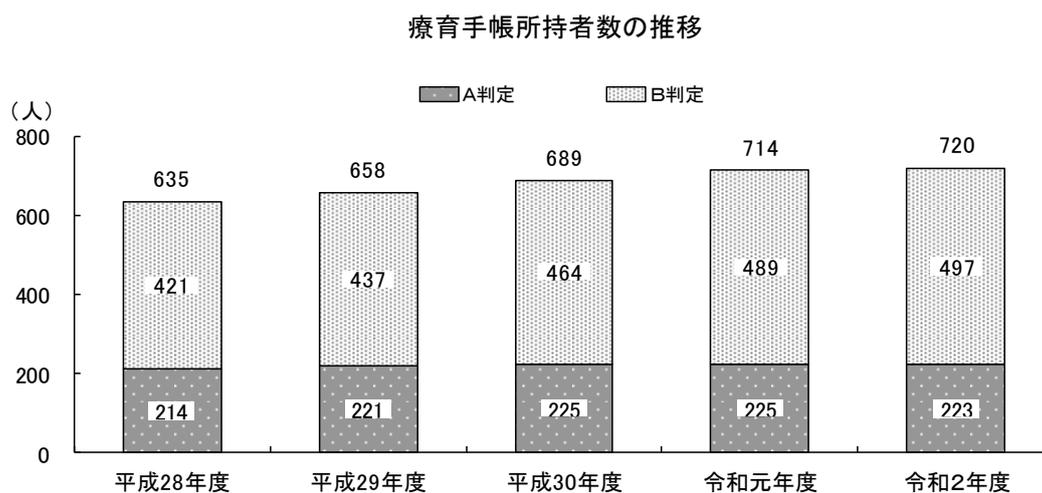


資料：主要施策報告書（各年度3月31日現在）

② 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者については、令和2年度で720人であり、平成28年度から令和2年度の4か年で85人増加しました。

障害の判定別では、A判定（重度）よりもB判定（中・軽度）が多く、全体の約7割を占めています。

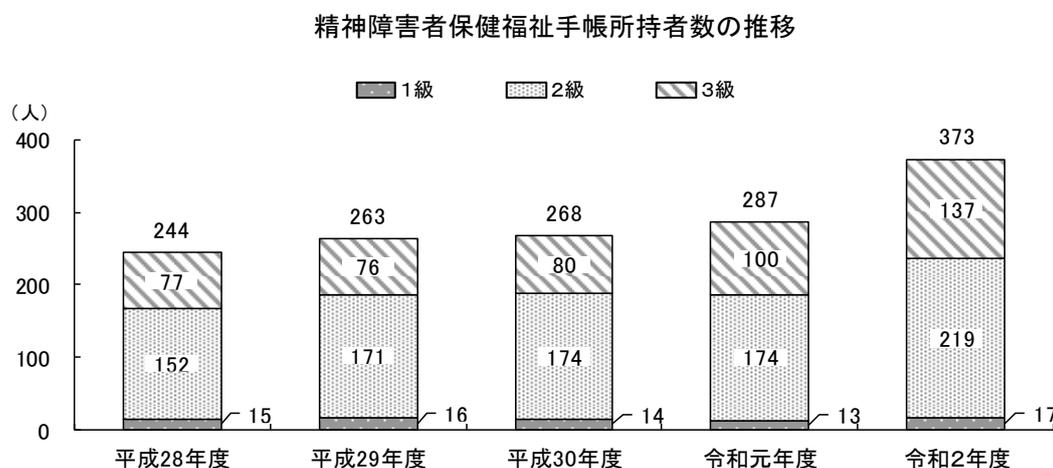


資料：主要施策報告書（各年度3月31日現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者については、平成28年度から令和2年度にかけて年々増加しており、令和2年度で373人となっています。前年度と比べると、86人と大きく増加しています。

障害の等級別では、2級が219人と最も多く全体の約6割を占めています。



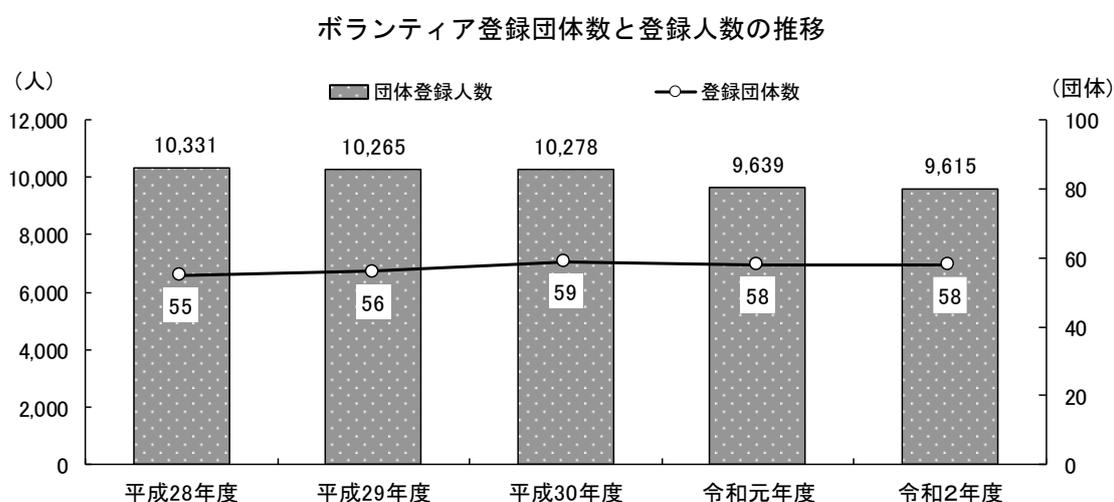
資料：主要施策報告書（各年度3月31日現在）

(5) ボランティア団体

① ボランティア登録団体数と登録人数の推移

本市のボランティア登録団体数については、平成28年度から令和2年度にかけて横ばいで推移しており、令和2年度では58団体となっています。

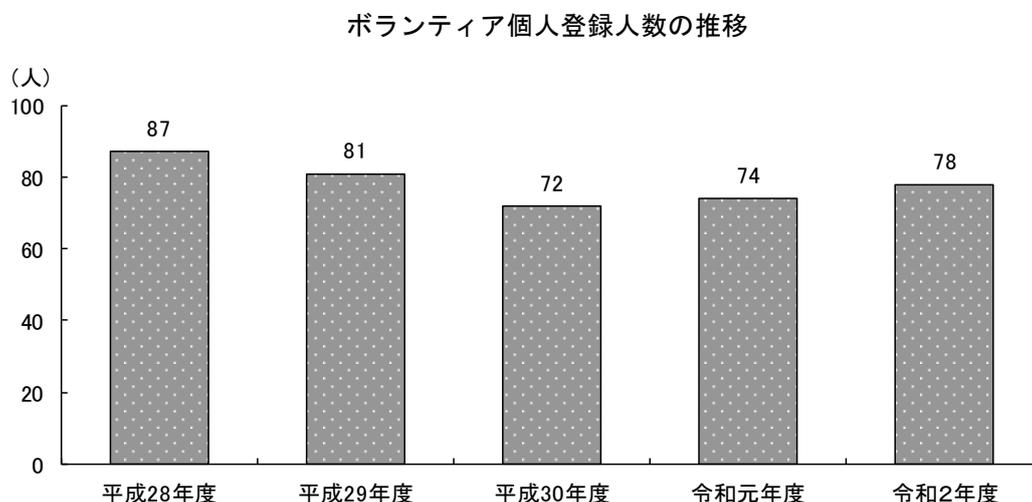
登録人数については、平成28年度から平成30年度にかけて横ばいで推移していたものの、令和元年度で大きく減少し、その後再び横ばいで推移しており、令和2年度では9,615人となっています。平成28年度から令和2年度の4か年で716人の減少が見られました。



資料：(社福) 御殿場市社会福祉協議会より提供 (各年度3月31日現在)

② ボランティア個人登録人数の推移

本市のボランティア個人登録人数については、平成28年度から平成30年度にかけて減少傾向だったものの、その後増加傾向に転じ、令和2年度では78人となっています。



資料：(社福) 御殿場市社会福祉協議会より提供 (各年度3月31日現在)

2 アンケート結果からみた市民意識

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

「第4次御殿場市地域福祉計画」及び「第5次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」策定にあたり、市民の地域福祉に対する意識や地域福祉活動への参加状況などの現状と課題を把握することを目的として実施しました。

② 調査方法等

調査対象：御殿場市在住の満15歳以上の男女2,040人（無作為抽出）

調査期間：令和2年1月20日～令和2年2月25日

調査方法：郵送配付・郵送回収

有効回収数

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,040 通	774 通	774 通	37.9%

*有効回収数とは、回収数から全く回答がないもの（白票）を除いた数です。

③ 回答者の属性

《性別》

	男性	女性	無回答
人数（人）	292	449	33
構成比（%）	37.7	58.0	4.3

《年齢》

	15～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 74 歳	75 歳 以上	無回答
人数（人）	43	50	128	131	178	62	162	16	4
構成比（%）	5.6	6.5	16.5	16.9	23.0	8.0	20.9	2.1	0.5

《居住地区》

	御殿場	富士岡	原里	玉穂	印野	高根	わからない	無回答
人数（人）	366	142	126	67	23	41	4	5
構成比（%）	47.3	18.3	16.3	8.7	3.0	5.3	0.5	0.6

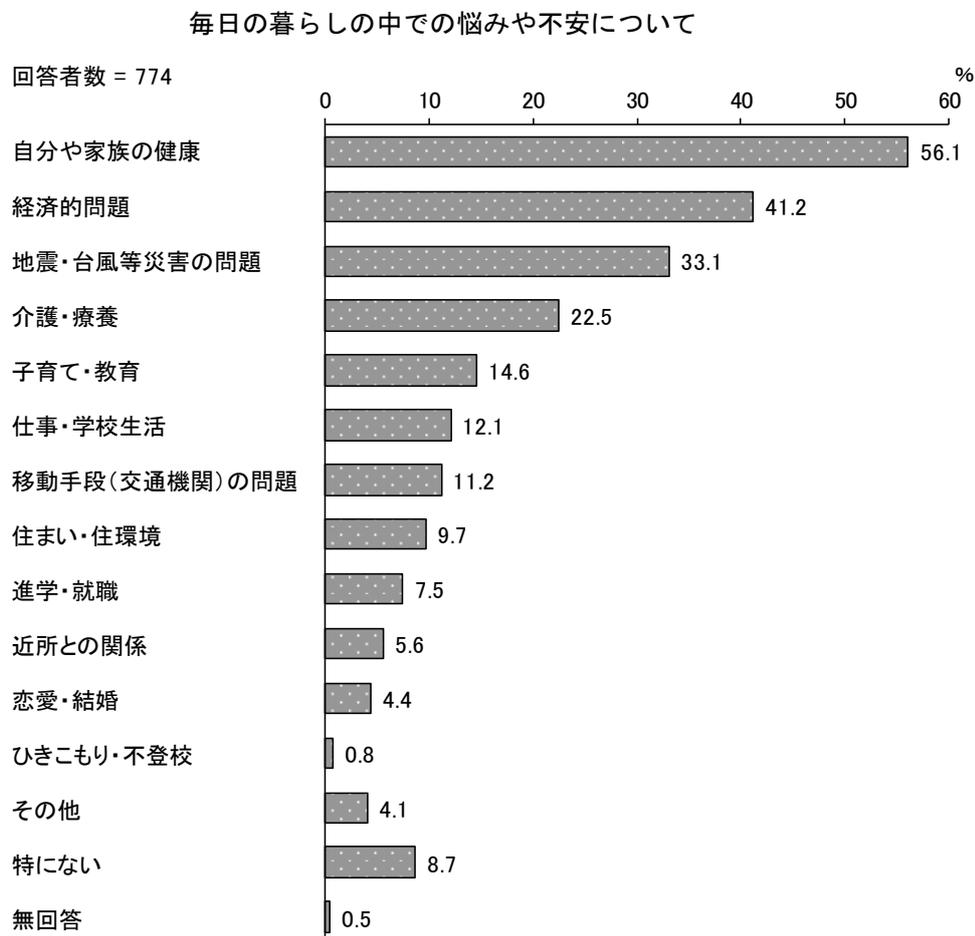
④ 調査結果の見方

- 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。
このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) アンケート調査結果の概要

① 毎日の暮らしの中での悩みや不安について

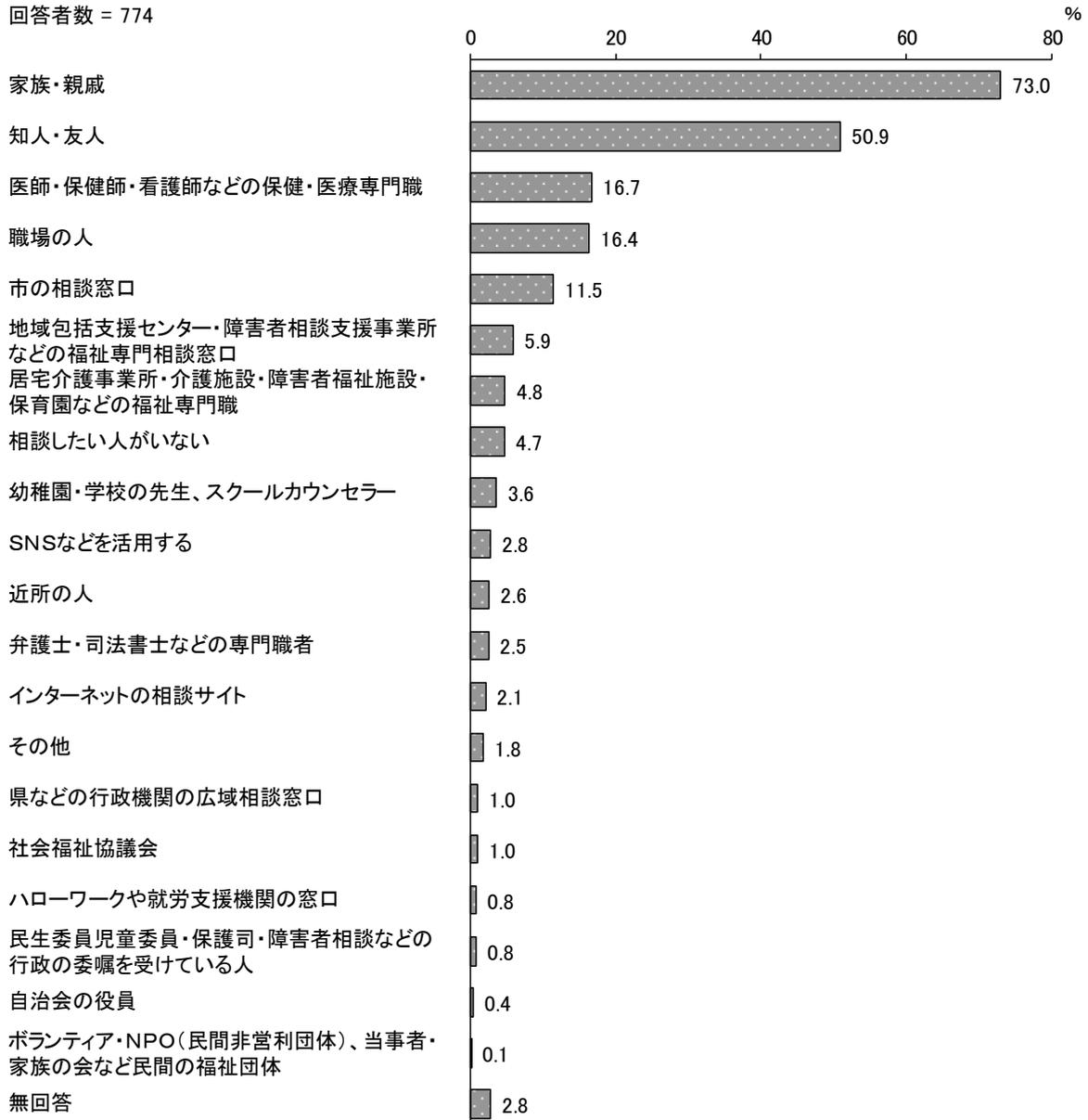
「自分や家族の健康」が56.1%、「経済的問題」が41.2%、「地震・台風等災害の問題」が33.1%となっています。



② 悩みや不安を相談したい相手について

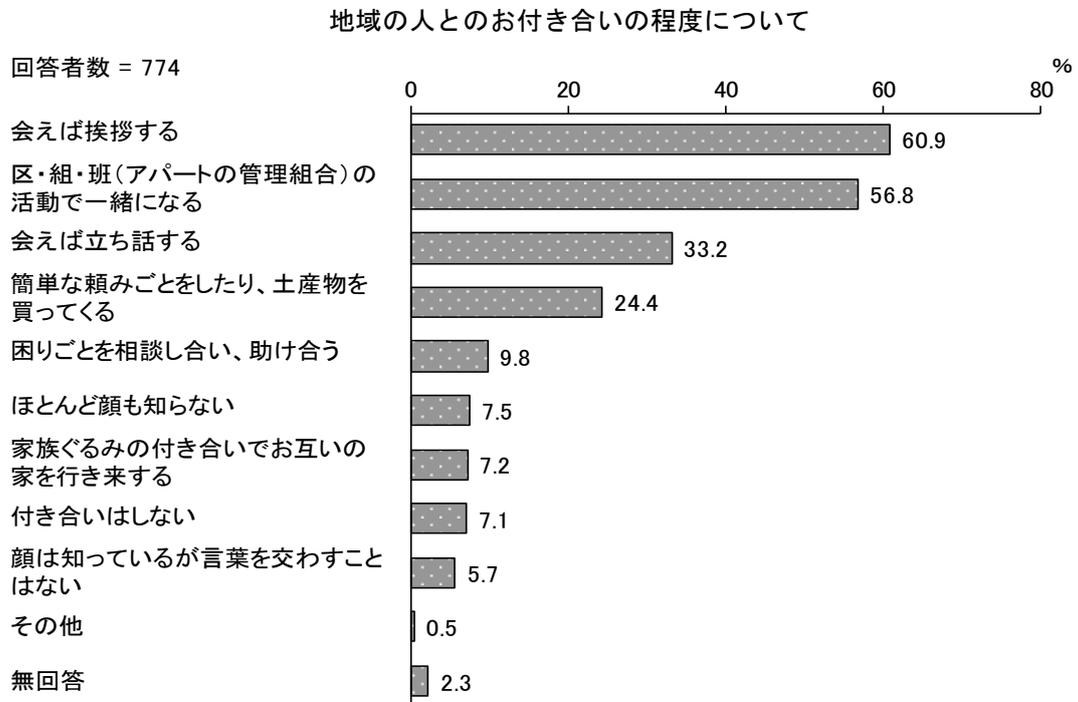
「家族・親戚」が73.0%、「知人・友人」が50.9%、「医師・保健師・看護師などの保健・医療専門職」が16.7%となっています。

悩みや不安を相談したい相手について



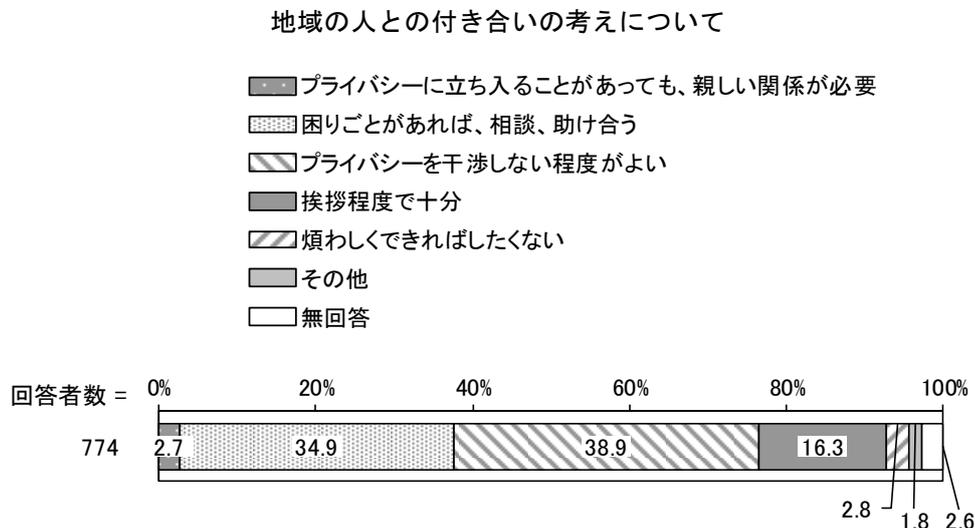
③ 地域の人とのお付き合いの程度について

「会えば挨拶する」が60.9%と最も高く、「区・組・班（アパート等の管理組合）の活動では一緒になる」が56.8%となっています。



④ 地域の人との付き合いの考えについて

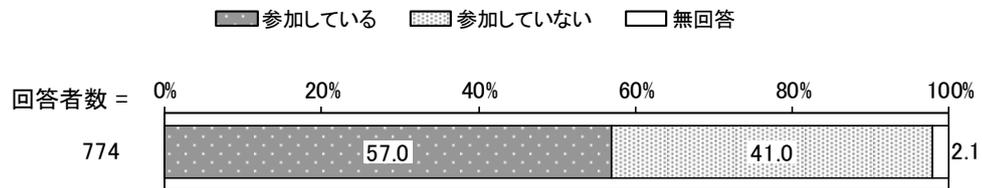
「プライバシーを干渉しない程度がよい」が38.9%と最も高く、「困りごとがあれば、相談、助け合う」が34.9%となっています。



⑤ 地域活動への参加について

「参加している」が57.0%、「参加していない」が41.0%となっています。

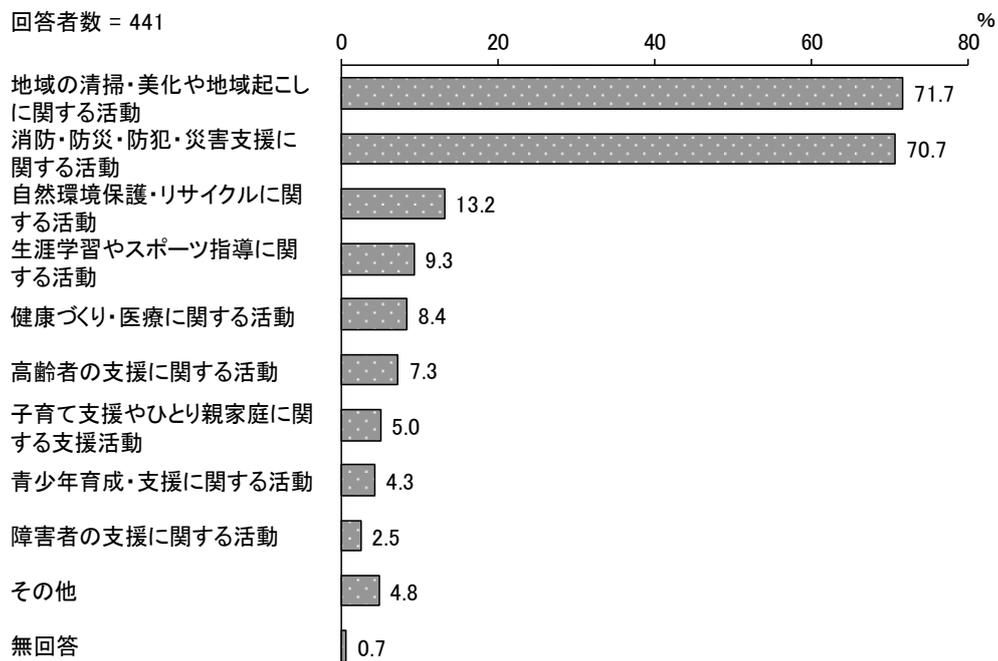
地域活動への参加について



⑥ 参加している地域活動について

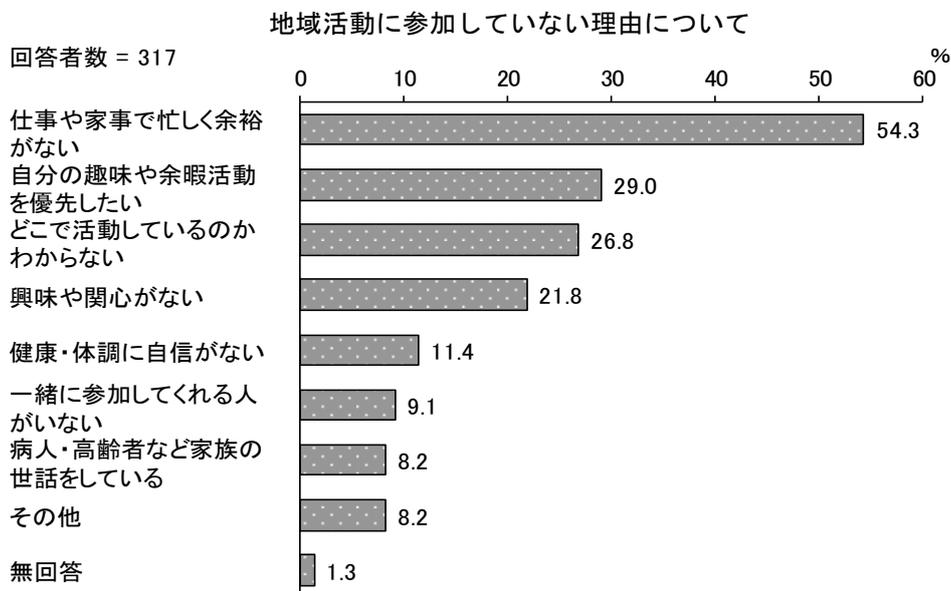
「地域の清掃・美化や地域起こしに関する活動」が71.7%と最も高く、「消防・防災・防犯・災害支援に関する活動」が70.7%となっています。

参加している地域活動について



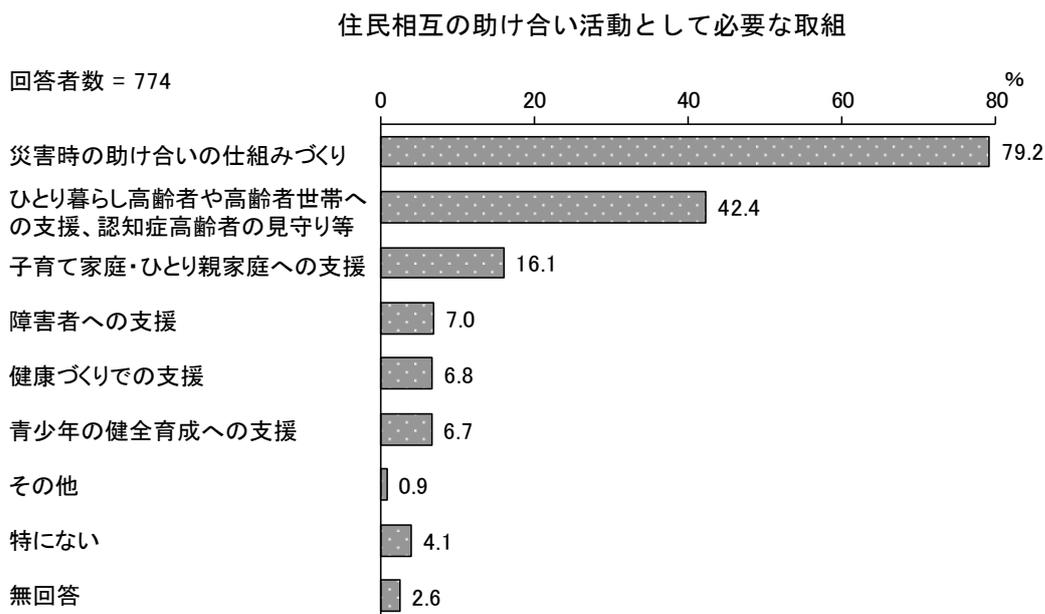
⑦ 地域活動に参加していない理由について

「仕事や家事で忙しく余裕がない」が54.3%と最も高く、「自分の趣味や余暇活動を優先したい」が29.0%、「どこで活動しているのかわからない」が26.8%となっています。



⑧ 住民相互の助け合い活動として必要な取組

「災害時の助け合いの仕組みづくり」が79.2%、「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援、認知症高齢者の見守り等」が42.4%となっています。

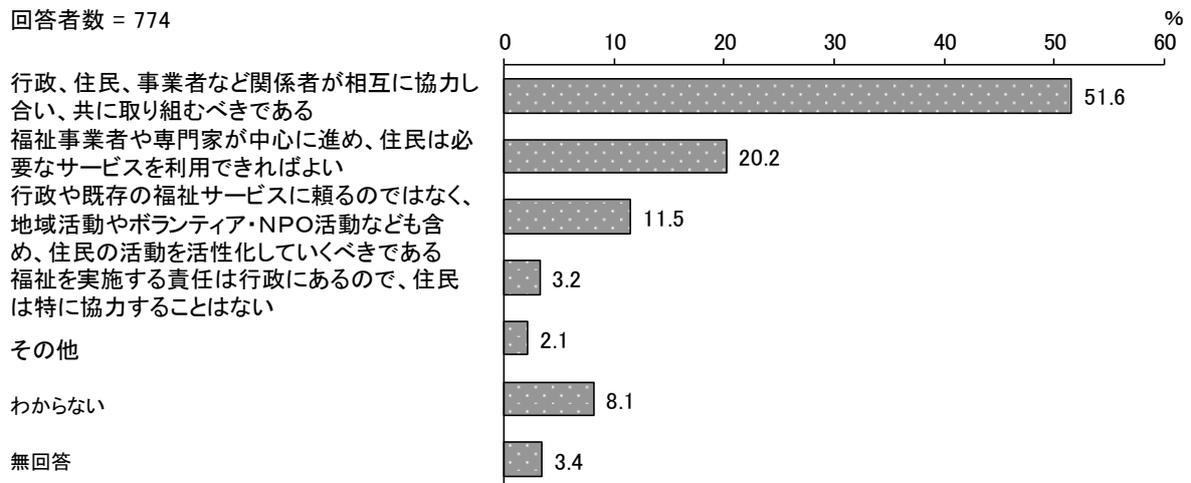


⑨ 福祉サービスを充実させていくうえで、それぞれの役割や関係について

「行政、住民、事業者等関係者が相互に協力し合い、共に取り組むべきである」が 51.6%と最も高く、「福祉事業者や専門家が中心に進め、住民は必要なサービスを利用できればよい」が20.2%、「行政や既存の福祉サービスに頼るのではなく、地域活動やボランティア・NPO活動などの形も含め、住民の活動を活性化していくべきである」が11.5%となっています。

福祉サービスを充実させていくうえで、それぞれの役割や関係について

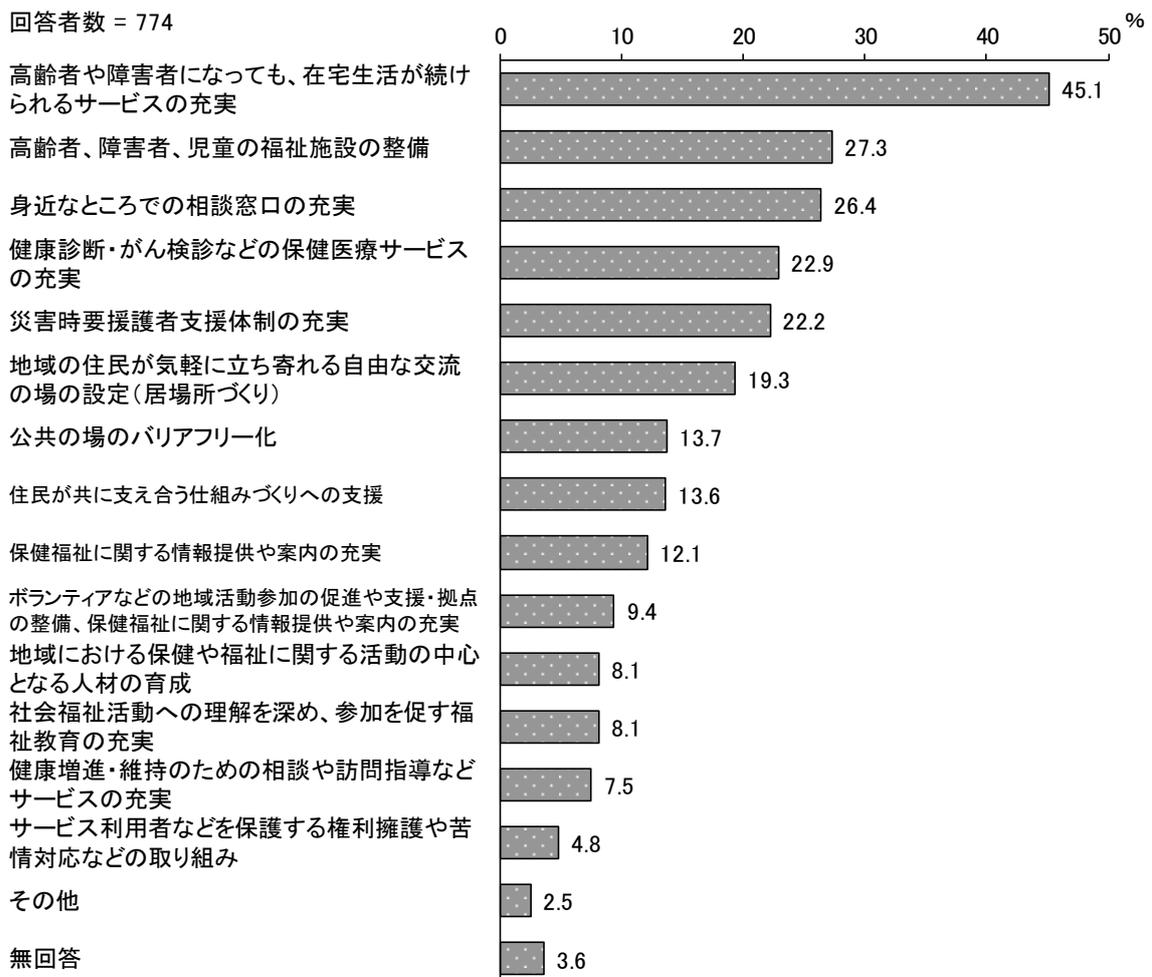
回答者数 = 774



⑩ 市が優先して取り組むべき施策について

「高齢者や障害者になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が45.1%と最も高く、「高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備」が27.3%、「身近なところでの相談窓口の充実」が26.4%となっています。

市が優先して取り組むべき施策について





計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉をめぐる状況は、大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複合化しており、家庭にしても地域にしても、「つながり」の機能が弱まっています。そのため地域には、「つながり」が必要な子育て世帯、高齢者や障害のある人、生活困窮者など、生活に不安や課題を抱えている人達が増えています。

これらの課題の解決に向けては、市民一人ひとりが、地域の問題を「我が事」と捉え主体的に地域福祉活動に参画するとともに、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会などと行政が連携を図りながら、地域における「つながり」の仕組み・体制を改めて考え、構築していく必要があります。

このような状況を踏まえ、前計画の基本理念を継承しつつ、新たに「地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、安心して、いきいき暮らせるまち」を基本理念として地域福祉計画・地域福祉活動計画とともに掲げ、市民の皆さんと協働して、その実現を目指します。

基本理念

**地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、
安心して、いきいき暮らせるまち**



2 計画の視点

本計画の基本理念である「地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、安心して、いきいき暮らせるまち」の実現に向けて、【Ⅱ 地域福祉計画】に様々な取組内容を、【Ⅲ 地域福祉活動計画】に具体的な活動内容を示しています。これらに基づき、具体的な事業計画の策定などにあたっては、次に掲げる3つの視点を考慮して、柔軟で効率的な事業展開に努めます。

(1) 市民参加の視点

地域福祉の推進にあたっては、市民が地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが必要です。

市民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域をもっと良くしていきたいという主体的な姿勢を持つとともに、地域の様々な問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、市民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくための仕組みづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していくことが重要です。

市民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることのできる施策を推進します。

(2) 利用者主体の視点

支援や介護が必要になった場合においても、安心して、その人らしく暮らしていくためには、住み慣れた地域の中で利用者の立場に立った質の高いサービスを受けられることが必要です。

そのため、生活課題を総合的かつ継続的に、正確に把握するとともに、適切なサービスが効果的に提供される支援体制の構築に努めます。また、判断能力が十分でない人でも、適切に制度やサービスが利用できるよう、権利擁護のサポート体制の構築を推進します。

(3) ネットワーク化の視点

地域福祉の範囲は、福祉・保健・医療の連携はもとより、教育・就労・住宅・交通・環境・まちづくりなど多岐にわたります。

地域共生社会の実現を目指して、高齢者、障害のある人、子どもへの支援や各分野に捉われない課題やニーズに対応するため、福祉・医療・住宅・教育など、多機関の連携を強化し、包括的な支援体制をつくるネットワークの構築を推進します。

3 基本目標

基本理念の実現にあたり、次の4つを重点的な基本目標として策定します。

基本目標 1 共生の意識づくり

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。

そのため、福祉・人権教育、地域での交流を促進することで、市民の福祉意識の醸成に取り組みます。

基本目標 2 支え合い・助け合いの地域づくり

市民をはじめ、地域で活躍する各種団体による福祉活動を支える一方で、各主体がつながり、連携を図る場が必要となります。また、相談内容が多様化・複雑化している中、一つの機関だけでの対応が難しいケースもあり、各機関が協働で支える仕組みや情報を共有する仕組みが必要となります。

個人が抱える問題や地域としての課題を解決するため、各機関が集い、情報が共有できる場の設定をはじめ、各支援団体につなげ、自治会や民生委員児童委員など地域の団体や組織の活動、NPO・ボランティア活動等の活動を支える担い手の育成を支援し、地域生活を支える協働のまちづくりに取り組みます。

基本目標3 地域における福祉の環境づくり

誰もが、地域でいつまでもいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動を行うことができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがい活動による地域福祉を推進するとともに、誰もが安全・安心に暮らせる快適なまちづくりに取り組みます。

また、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、平常時から地域が一体となった安全・安心の確保に関する取組を進め、災害時に助け合える体制づくりに取り組みます。

基本目標4 地域の福祉を支える仕組みづくり

多様化した住民ニーズに対応すべく、福祉の制度やサービスは年々複雑化しています。また近年、福祉制度の対象とならず、支援が行き届かない人への対応が求められています。

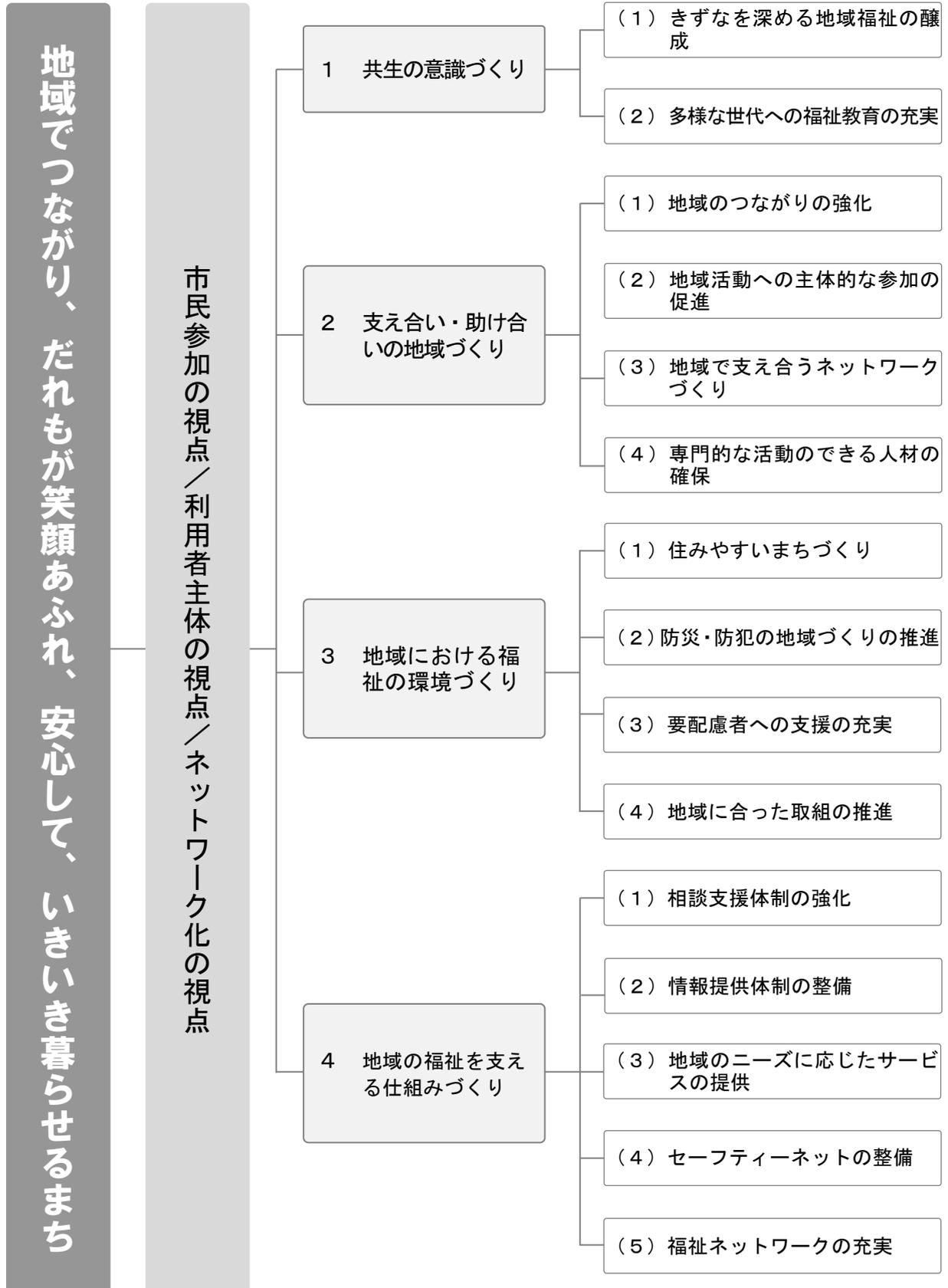
誰もが福祉の制度等について必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や多様化・複合化する問題に対応する包括的相談支援体制の充実を図り、適切な支援につなげます。

4 計画の体系

[基本理念] [計画の視点]

[基本目標]

[施策の方向]



II 地域福祉計画



共生の意識づくり



1 きずなを深める地域福祉の醸成

【現状と課題】

高齢者や障害のある人の単身世帯、ひとり親家庭など、地域での支え合い、助け合いを必要とする人が増加傾向にあります。

アンケート調査では、地域の人との付き合いについて、「プライバシーを干渉しない程度がよい」が最も多く、「困りごとがあれば、相談、助け合う」が続いており、地域とのつながりをあまり求めていない人が増えています。

しかし、近年の大規模自然災害等の発生時においても、行政サービスだけでは支援ができないことが多く、地域での助け合い（共助）の必要性が求められており、地域での支え合い、助け合いを進めていくことが重要です。

地域の中で、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるような、助け合いの精神を醸成し、住民のきずなを深めていく必要があります。



市民が取り組むこと【自助】

- 心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）を実践するように努めましょう。
- 支援が必要な人への理解を深めましょう。
- 虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、小さなことでもすぐに行行政や関係機関に通報・相談しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 支援が必要な人への理解を深めましょう。
- 虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、小さなことでもすぐに行行政や関係機関に通報・相談しましょう。
- 罪を犯した人の更生、社会復帰への理解を深めましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 心のユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。
- 支え合う意識を高めるための講座を開催します。
- 子どもの頃から人権感覚が身につくよう、学校における人権教育の充実を図ります。
- 犯罪や非行の防止、罪を犯した人の更生、社会復帰について、理解と協力を図るための啓発活動を行います。

2 多様な世代への福祉教育の充実

【現状と課題】

地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃から福祉教育や地域活動へ参加し、学びや体験を通して、福祉への理解を深めることが重要です。

前回計画の実施状況から、様々な視点で福祉について考えることができるように「講演会や体験活動」、「インクルーシブ教育」、「先進的事例の情報収集」、「市民参加」が必要などの意見が挙げられています。

今後、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を更に図っていくことが必要です。

また、近年では少子化、核家族化などに伴い家庭内での世代間交流が難しくなっていることから、家庭、地域、学校が連携して体験や交流ができる環境を提供し、地域福祉について学ぶことができる機会を増やしていく必要があります。



市民が取り組むこと【自助】

- 家庭で基本的な生活習慣を身につけましょう。
- 家族で地域の福祉活動に参加しましょう。
- 一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこととして捉えましょう。
- 地域の福祉施設の見学や各種講座などに積極的に参加して福祉の知識を身につけましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 学校評議員制度などを活用しながら、学校運営に地域の意見を反映させましょう。
- 地域での集まりや子ども会行事、イベントなどに参加を促します。
- 地域のサークルや団体同士で交流を図りましょう。



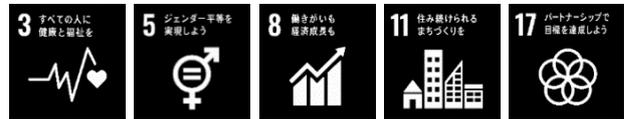
市が取り組むこと【公助】

- 学校での体験活動や生涯学習などの学ぶ機会の提供に取り組み、教育と福祉の連携強化を図ります。
- 地域や学校行事への市民の参加を呼びかけ、交流を深めます。
- 各種講座や講演会などを開催し、市民への福祉に対する正しい知識の普及と啓発に努めます。
- 幼少期からの助け合いの精神が醸成される環境をつくれます。



第2章

支え合い・助け合いの地域づくり



1 地域のつながりの強化

【現状と課題】

私たちを取り巻く社会環境は、急速な少子高齢化の進行、単身・核家族世帯の増加、ライフスタイルの多様化などにより、家庭内の助け合いや地域の助け合いの機能が低下し生活に課題を抱える住民の増加が懸念されています。

アンケート調査では、普段の近所付き合いについて、「プライバシーに干渉しない程度がよい」、「困りごとがあれば、相談、助け合う」という回答が多く、プライバシーを重視する人が増えています。

前回計画の実施状況では、児童会・生徒会活動を推進する中で、個々でもあいさつできる子どもたちを増やしていくことが必要などの意見がありました。

多くの人が地域で助け合える関係になるためには、まずは一人ひとりが周囲を気にかけて、見守り、気づき、声をかけ合うことが大切です。

今後も誰もが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。



市民が取り組むこと【自助】

- 性別や年齢などに関係なく、あいさつや声かけを積極的に行いましょう。
- 地域のことに関心を持ちましょう。
- 地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 回覧板などをきっかけに、お互いに声をかけ、顔の見える関係性を築きましょう。
- 隣近所で困っていたら助け合いましょう。
- 様々な世代の人などが参加できる居場所づくりを進めましょう。



市が取り組むこと【公助】

- あいさつ運動の推進など、気持ちよくあいさつできる地域づくりを進めます。
- 学校では、児童会・生徒会を中心にあいさつ運動を推進し、教職員、PTAによる子どもたちへのあいさつを積極的に行います。
- 地域での居場所づくりを支援します。
- 各事業において世代間の交流を積極的に進めます。

2 地域活動への主体的な参加の促進

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者の増加や8050問題など地域の生活課題が複合化するなかで、地域内における身近な見守りや助け合いの活動を推進するためには、住民同士の顔の見える関係づくりが重要となります。

アンケート調査では、地域活動の参加状況について、「参加している」が半数以上で、約4割の人が不参加の状況となっています。その理由としては、「仕事や家事で忙しく余裕がない」、「どこで活動しているのかわからない」となっています。

前回計画の実施状況から、住民のつながりを深めていくために、地域に関心を持ち、住民同士が地域活動について自由に意見交換できるよう検討していく必要があるなどの意見がありました。

住民へ地域活動の周知を行い、活動への参加を進め、地域で支え合う共生のまちを目指していくことが必要です。

また、関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学びきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。



市民が取り組むこと【自助】

- 地域住民として学校の授業や行事等に協力しましょう。
- 地域福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。
- 高齢者、障害のある人などに対する地域活動への参加を、積極的に呼びかけましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 地域活動団体では、活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるよう努めましょう。
- 地域活動団体では、団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。
- サロン活動や子ども食堂などの居場所づくりに努めましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 福祉活動の情報提供の充実に努めます。
- 学校の授業や行事等を利用して、子どもと地域の人との交流を進めます。
- 福祉の理解を深める講座等の充実に努めます。
- 市ホームページ等で、様々な方へ情報を提供します。
- 地域活動団体に対して、円滑な活動の支援に努めます。
- 各団体間の情報交換や交流機会の充実に努めます。
- サロン活動や子ども食堂などの居場所づくりの支援に努めます。

3 地域で支え合うネットワークづくり

【現状と課題】

地域における課題はライフスタイルの多様化や社会情勢の変化により複合化していることから、住民、行政などが相互につながり、地域で支え合うネットワークの構築が求められています。

アンケート調査では、地域での支え合い活動を進めるために必要なことについて、「一人ひとりが日頃から相互のつながりを持つように心がけること」が約半数を占め、地域における支え合いや助け合い活動のためには日頃からのつながりが大切だと感じている人が多くなっています。

地域活動に4割の人が不参加と回答しており、その理由として、「興味や関心がない」が挙げられています。また、自治会への未加入者が増加し、防災訓練への参加者の固定化や減少が見られるなど、地域活動を敬遠する人が増えています。

高齢化が進行する中で、認知症の人やひとり暮らしの高齢者などの安全を確保するため、見守り支援など地域で支え合うネットワークづくりの構築が求められています。

地域の支え合いの体制づくりを進める上で、自治会等の地縁団体と、NPO法人やボランティアなどの市民活動団体との交流や連携の場づくりが必要です。



市民が取り組むこと【自助】

- NPOやボランティアの市民活動に関心を持ちましょう。
- 自分ができるところからボランティア活動を始めましょう。
- 各種広報やホームページなどを利用し、地域活動に必要な情報を入手しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。
- 地域内の市民活動団体の交流や連携を図りましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 市民活動の内容等について情報発信に努めます。
- 企業や学校に、ボランティア活動への参加を呼びかけます。
- 地域活動を担う人材の育成に努めます。
- 市民活動団体の交流や連携を図ります。

4 専門的な活動のできる人材の確保

【現状と課題】

近年、急速な高齢化や雇用形態の多様化などが進み、8050問題やダブルケアなど地域の生活課題が多様化・複合化して、解決が難しい事例が増えていることから、専門的な活動ができる人材が求められています。

地域福祉活動を担う人材やボランティアの育成支援に取り組んでいますが、活動の固定化や新しい会員の参加がないなどの課題を抱えています。地域福祉活動の担い手の意識の向上や福祉課題の解決につながる支援や取組を進めていくことが必要です。

また、福祉分野で専門的な知識や経験のある人が積極的に地域に関わることのできる体制づくりが必要です。



市民が取り組むこと【自助】

- それぞれが専門性を活かして積極的に活動しましょう。
- 講座や研修で得た知識等を積極的に活動に活かしましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 自治会やボランティア団体及びサービスを提供する者は、職員等に対して研修などを実施し、資質向上を図りましょう。
- 自治会やボランティア団体及びサービスを提供する者は、専門職を受け入れやすい体制を整えましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 福祉に携わる人材の育成支援に努めます。
- 市職員に対し各種研修を実施し、更に資質向上を図ります。



地域における福祉の環境づくり



1 住みやすいまちづくり

【現状と課題】

一般的なマナーを守り、みんなで自分以外の人のことを考える思いやりを持つ「心のユニバーサルデザイン」を実施し、誰もが気持ちよく安心して生活できる環境をつくっていくことが大切です。

アンケート調査の自由意見では、「道路や歩道のバリアフリー」、「夜道の明るさ・安全性」、「運転免許返納後の交通手段についての不安」などへの要望が多く、身近な道路は子どもや高齢者、障害のある人にとって、道幅が狭く段差が多い、点字ブロック上の駐輪など、安全な外出や移動が確保されていないという意見がありました。移動が困難な人のための支援策の充実を図ることが必要です。

また、公共施設だけでなく、不特定多数の市民が利用する民間施設についても、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れる必要があります。



市民が取り組むこと【自助】

- 道路の段差や階段などで、困っている人がいたら積極的に声をかけましょう。
- 駐車・駐輪のルールを守りましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 困っている高齢者や障害のある人などを見かけたら、積極的に手助けしましょう。
- 道路の段差や通行に危険な箇所、壊れた箇所を見つけたら管理者に連絡しましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 道路の整備や段差の解消などのバリアフリー化や、交通安全施設の設置を進めます。
- 公共施設のユニバーサルデザイン化に努めます。
- 「心のユニバーサルデザイン」について啓発に努めます。

2 防災・防犯の地域づくりの推進

【現状と課題】

近年、高齢者を狙った詐欺や悪質商法、子どもや障害のある人に関わる事件なども発生しています。

アンケート調査では、毎日の暮らしの中での悩みや不安について、「地震・台風等災害時の問題」が3割以上を占め、また、地域活動に参加している人の7割以上が「消防・防災・防犯・災害支援に関する活動」に参加しており、防犯・防災等への関心が高まっています。

前回計画の実施状況から、耐震化を更に進めたり、感染症拡大の予防のため、防災訓練を取りやめたり縮小してしまうことで防災意識の低下を引き起こさないよう前向きな姿勢をとることが必要などの意見がありました。

市民の防災意識を高めていくとともに、地域での避難・救助などができる体制を構築する必要があります。

また、一人ひとりの住民が防犯意識を高め、犯罪に遭わないように心がけるとともに、地域住民同士の助け合いや、地域ぐるみで防犯体制を強化していく必要があります。



市民が取り組むこと【自助】

- 自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 災害に備え、避難経路や地域内の危険な場所を確認しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 犯罪者が入り込みにくい、また犯罪をしにくい地域となるように防犯活動を進めましょう。
- 子どもの登下校の見守りや、かけこみ110番の家に協力しましょう。
- 自主防災組織、福祉施設、企業等で防災訓練をして災害に備えましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 自主防災組織、福祉施設、企業等に対し防災訓練の実施を呼びかけます。
- 広報紙やホームページ等により、防災・防犯意識の啓発に努めます。
- 防犯用パトロールカーによる巡回を実施します。

3 要配慮者への支援の充実

【現状と課題】

近年、地震や異常気象などの自然災害の発生による被害拡大が懸念される中で、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

アンケート調査では、毎日の暮らしの中での悩みや不安について、「地震・台風等災害の問題」が3割以上となっています。住民相互の助け合い活動として、地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要なことについて、「災害時の助け合いの仕組みづくり」が最も多く、災害時の助け合いや要配慮者への見守り等に関する要望が高くなっています。

前回計画の実施状況から、個人情報保護に対する意識が高まり、支援を必要としている人の把握が困難であるという意見があり、要配慮者の把握とともに、災害時に必要な支援の把握が必要です。

今後、地域での防災活動を周知するとともに、より多くの地域住民に防災訓練などの参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要です。また、災害発生時や避難所などでの支援体制を充実するためにも、普段から地域内における身近な見守りや助け合いの活動を推進して、住民同士の顔の見える関係づくりを進め安心して暮らせる地域づくりが重要です。



市民が取り組むこと【自助】

- 日頃から地域でのあいさつや声かけを行い、高齢者や子どもたちを見守りましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 要配慮者へ防災訓練の参加を呼びかけましょう。
- 地域では、避難が困難な人のために避難経路の確認、避難所への誘導など、緊急時に取るべき行動を確認しましょう。
- 日常的な支援や災害時の救助方法について、関係団体と話し合いましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 避難行動要支援者名簿を、災害時における情報の伝達、安否確認及び避難支援に活用します。
- 避難行動要支援者名簿を、防災訓練に活用します。
- 支援を必要とする人々とそのニーズの把握に努めます。

4 地域に合った取組の推進

【現状と課題】

地域に合った取組を進めるためには、地域住民の声を聞き、実情を知ることが不可欠です。

前回計画の実施状況から、地域住民が自ら地域課題を解決する取組を支援することが必要などの意見がありました。

地域のことを客観的に把握できる統計データや、他の地域と比較した資料など、地域福祉活動に関連する情報が必要です。また、地域に密着した福祉サービスの提供と、地域独自の取組を支援していくことも必要です。



市民が取り組むこと【自助】

- 地域の話し合いの場に積極的に参加しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 地区懇談会などの地域住民の声を聞ける場を継続的に開催して、地域の生活課題を明らかにしましょう。
- 市や社会福祉協議会と協働して、地域にあった取組を進めましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 地域の実情、生活課題を把握する体制づくりに努めます。
- 地域に合った取組を積極的に支援します。
- 地域のより身近な場所で、市民が福祉活動を実施しやすいように、関係機関・団体との連携を図ります。



地域の福祉を支える仕組みづくり



1 相談支援体制の強化

【現状と課題】

アンケート調査では、悩みや不安の相談相手については、「家族・親戚」の回答が前回計画時と同じく最も多く、次いで「知人・友人」、「医師・保健師・看護師などの保健・医療専門職」などとなっています。

また、「市の相談窓口」への相談件数は年々増加しており、身近なところで福祉の相談ができる窓口の充実を求める声もあることから、引き続き相談体制の整備を進める必要があります。

今後も多様化・複合化している地域の福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、関係機関の相互のネットワークを強化するとともに、潜在的な課題などに対応できるアウトリーチ体制や、支援状況を把握した継続的支援や包括的な相談支援ができる体制の整備が必要です。



市民が取り組むこと【自助】

- 問題を家族・個人だけで抱えこまず、積極的に相談しましょう。
- 地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員児童委員等との連携を深めましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 民生委員児童委員等と協力して、各種相談事業について周知を図り、気軽に相談できる体制をつくれます。
- 専門的な相談にも適切なアドバイスができるように、相談員の資質向上に努めます。
- 様々な福祉課題に対応できる包括的な相談支援体制の構築を進めます。

2 情報提供体制の整備

【現状と課題】

アンケート調査によると、希望する支援について、「情報提供」、「活動事例の紹介」という意見が多くありました。

地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて地域住民が様々な「情報」とつながっていることが大切です。支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、情報提供の充実を図る必要があります。

前回計画の実施状況から、高齢者や障害のある人への分かりやすい情報提供の方法を検証し、複合的な相談に対応できるよう、情報提供体制の一層の強化が必要などの意見がありました。

必要な情報が全ての市民に行き届くよう、高齢者や障害のある人等に配慮した情報提供の充実を図る必要があります。



市民が取り組むこと【自助】

- 広報紙や回覧板の情報を得るようにしましょう。
- インターネットやSNSの情報を有効に活用しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- サービスを必要とする人に対して、民生委員児童委員等と協力して情報を提供しましょう。
- 地域の施設や団体等も、情報を積極的に発信しましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 広報紙、ホームページなど、様々な手段で分かりやすく情報を提供します。
- 支援の必要な人に配慮した情報提供に努めます。

3 地域のニーズに応じたサービスの提供

【現状と課題】

高齢者や障害のある人、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。住み慣れた地域で安心して生活していくために、各種サービスの充実が求められています。

アンケート調査によると、市の取り組むべき施策や事業について充実して欲しいものは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が最も高くなっています。

前回計画の実施状況から、サービスの利用についての周知や啓発、保育の充実や施設整備などの意見が挙げられています。

今後も、誰もが安心して地域で暮らせるよう、さらに福祉サービスの充実を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供が必要です。



市民が取り組むこと【自助】

- ひとり暮らし高齢者などの小さな変化にも気を配りましょう。
- 市やサービス提供事業者に対して、サービスについての要望や意見を伝えましょう。
- 介護や障害などの、福祉サービス支援制度について理解を深めましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 隣近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、地域で手助けしましょう。
- 地域で活動する団体等の連携強化・情報の共有化を図りましょう。
- 福祉施設などサービス提供事業者は、地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 市民のニーズに合った適切なサービスの提供に努めます。
- 窓口対応時にいただく意見や、市に届く手紙や電話、メールなどあらゆる場面でニーズを把握します。
- 市の計画に基づいて、十分なサービスを提供するための施設の基盤整備などを行います。
- 適切なサービスが提供されているか評価・検証し、サービスの質の向上を図ります。

4 セーフティネットの整備

【現状と課題】

生活困窮者、ひとり親、高齢者や障害者世帯など、支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない生活課題を抱える人も増えてきています。

アンケート調査によると、住民相互の助け合い活動については、「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」、「認知症高齢者の見守り」、「支援が必要な人への相談体制への整備への充実」が求められています。

前回計画の実施状況から、障害特性にあわせた制度の案内や情報提供、成年後見制度の周知、市民後見人の養成などの意見が挙げられています。

相談件数の増加に対応するため、更なる相談体制の整備や、8050問題やひきこもり等の表面化しにくい課題を有する世帯等への支援のため、アウトリーチの実施、自立相談支援や住宅確保給付金等の生活困窮者自立支援制度の利用促進を図り、関係機関等と連携を更に強化していく必要があります。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが必要です。



市民が取り組むこと【自助】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その内容や利用方法などに理解を深めましょう。
- 悪質な訪問販売などにだまされないように、冷静に対応しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 声かけ、見守り活動により、支援が必要な人の変化を早期に発見しましょう。
- 高齢者や障害のある人を地域で支援しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 個人情報保護に配慮しつつ、支援が必要な人の早期の把握に努めます。
- 福祉施設、各種相談機関、民生委員児童委員、学校、医療機関、交番等の地域の様々な関係機関や団体との連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。
- 関係機関などと連携し、生活困窮者に対する自立相談支援など生活全般に係る相談・支援を実施します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、利用が必要である方に対し、その趣旨や利用方法などを説明し利用を支援します。
- 「御殿場市再犯防止推進計画」に基づき、支援を必要としている人に対し、確実に支援につなげられるように努めます。
- 悪質な訪問販売などへの注意を呼びかけ、消費生活相談窓口の周知を行い、被害の防止に努めます。

5 福祉ネットワークの充実

【現状と課題】

地域福祉の課題は複雑で、多岐に渡ります。市では複合的な課題に対応するため福祉に関する総合的な案内窓口を開設し、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進します。

アンケート調査によると、社会福祉サービスを充実させていく上で、市民と行政がそれぞれの役割や関係について、「行政、住民、事業者等関係者が相互に協力し合い、ともに取り組むべきである」が最も高く、福祉の総合的な支援が求められています。

前回計画の実施状況から、相談体制の強化、重層的なネットワークの構築、支援体制が必要などの意見が挙げられています。

市内の関係各課が連携強化を図り、地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取り組み、様々な相談の場の整備、相談支援の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を整備していく必要があります。



市民が取り組むこと【自助】

- 変化や問題を発見したら、小さなことでも迷わず関係機関に連絡・相談しましょう。
- 日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、問題発生の予防に努めましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識し、ネットワークの充実を図りましょう。



市が取り組むこと【公助】

- 問題に応じて関係機関と連携しネットワークの充実を図り、協力して迅速な対応に努めます。
- 問題発生の予防や早期解決のため、日頃から関係機関との連携強化に努めます。



計画の推進体制

本市では、福祉、健康、教育、防災などの幅広い分野にわたりこの計画を推進し、本市の地域特性に応じた地域共生社会の実現を目指します。

1 市民・関係団体等と連携した推進

市民自らが家庭や地域などあらゆる場面において地域共生社会の実現に向けた行動をとることができるよう、広報への掲載、リーフレットの配布、講演会の開催等による啓発を推進します。

地域活動を担う市民の多くは企業・事業所に属しており、地域福祉を推進していくためには、企業・事業所の理解が必要なことから、取組に関する体制づくりを検討します。

2 社会福祉協議会との連携の強化

地域福祉計画は、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体として策定し、地域福祉の推進の両輪となるものです。地域福祉推進の中心的な組織として、相互に連携強化を図り、取組を進めます。

3 庁内の推進体制

計画推進の中心となる担当部局の意識向上に努めるとともに、関連部局との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策推進の推進を図ります。

計画に位置付けられる取組については、担当部局による計画事業の進捗管理のもと、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、定期的な評価・見直しを行うことで、計画の全庁的な進行管理を実現します。

なお、令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。今後のあるべき福祉行政について、組織体制などの検討を進めます。

4 計画の評価・検証

計画に位置付けられる取組については、担当部局による定期的な評価・検証を行います。

評価・検証は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを繰り返していきます。

PDCAサイクルのイメージ

